

平成26年度各がん部会(従事者講習会含む)・がん登録部会の開催結果報告

部の別	会の名称	開催日	場所	議題	参加者
胃がん	胃がん部会	H27.3.20	県庁16F健康福祉部会議室	(1)胃がん検診の精度管理等について (2)香川県がん検診受診者数調査の結果について (3)胃がん検診精密検査協力医療機関名簿の更新について (4)胃がんにおける内視鏡検査の実施状況について (5)その他	部会長1名 委員4名(5名中) オブザーバー4名 事務局4名
子宮がん	子宮がん部会	H27.3.23	県庁16F健康福祉部会議室	(1)子宮がん検診の精度管理等について (2)香川県がん検診受診者数調査の結果について (3)HPV併用子宮がん検診の実施状況について (4)子宮頸がん精密検査協力医療機関名簿の更新について (5)全国がん検診指導者講習会について (6)その他	部会長1名 委員3名(5名中) オブザーバー5名 事務局4名
肺がん	肺がん部会	H27.1.14	県庁16F健康福祉部会議室	(1)肺がん検診の精度管理等について (2)香川県がん検診受診者数調査の結果について (3)香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針の一部改正について (4)肺がん検診従事者講習会の開催について (5)医療機関における肺がん検診の実施状況について (6)肺がん検診精密検査協力医療機関名簿の更新について (7)その他	部会長1名 委員5名(5名中) オブザーバー6名 事務局5名
	肺がん検診従事者講習会	H27.1.22	サンメッセ香川 2階サンメッセホール	『肺がん検診におけるX線写真の読影について ～25年度症例を通して～』 香川県立保健医療大学 学長 佐藤 功 先生	医師 37名 診療放射線技師 25名 保健師 6名 その他 5名
乳がん	乳がん部会	H27.3.17	県庁16F健康福祉部会議室	(1)乳がん検診の精度管理等について (2)香川県がん検診受診者数調査の結果について (3)かがわマンモグラフィンナーの実施について (4)乳がん検診従事者講習会の開催について (5)乳がん検診精密検査協力医療機関名簿の更新について (6)その他	部会長1名 委員4名(5名中) オブザーバー6名 事務局4名
	乳がん検診従事者講習会	H26.11.18	香川県社会福祉総合センター コミュニティホール	『これからの乳がん検診と精度管理』 講師:公益財団法人 東京都予防医学協会 健康支援センター がん検診・診断部長 坂 佳奈子 先生	医師 14名 診療放射線技師 37名 保健師 18名 臨床検査技師 11名 看護師 6名 その他 7名
大腸がん	大腸がん部会	H27.2.10	県庁16F健康福祉部会議室	(1)大腸がん検診の精度管理等について (2)香川県がん検診受診者数調査の結果について (3)小規模事業所がん検診促進等事業について (4)大腸がん検診精密検査協力医療機関名簿の更新について	部会長1名 委員5名(5名中) オブザーバー6名 事務局5名
がん登録	がん登録部会	H27.3.30	県庁16F健康福祉部会議室	(1)香川県地域がん登録事業報告について (2)今後の地域がん登録の展開について (3)その他	部会長1名 委員3名(3名中) オブザーバー4名 事務局5名

「香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針」の一部改正(案)について

1 胸部X線検査の撮影方法へのデジタル撮影に関する記述を追加

デジタル撮影の撮影条件、画像処理についての記述を参考という形で追加。

2 質問（問診）の結果「血痰あり」の者への対応

指針内の記述は厚生労働省の指針に準ずる記述とするが、その運用については、下記3点について市町及び関係機関へ周知する。

- (1) 質問（問診）の結果、血痰ありの者については、その場で胸部X線検査は実施せず、精密検査協力医療機関一覧を提供する等、早期の医療機関受診を促す。
- (2) 質問（問診）票は検診実施機関から市町へ送り、市町が事後フォローできる体制とし、市町での血痰ありの者の事後フォローについては、ハイリスクな対象であることを踏まえた対応とする。
- (3) 血痰ありの者は原則、胸部X線検査を行わないことについて、事前に住民への周知に努める。

3 有所見、精査不要のうち、胸膜プラークの者については健康管理等に関する情報を提供

- 胸膜プラークの所見を認める場合の望ましい対応を参考という形で追加。
- （様式4）結果記録票に胸膜プラークのチェック欄、（様式5）肺がん検診結果通知書に胸膜プラーク所見者への情報提供項目を追加。

「香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針」の一部改正(案)について（新旧対照表）

項目	改正前	改正後
タイトル	香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針	第2章 香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針
第1 目的	この指針は、すべての市町において、國の指針等に基づいた科学的に効果の明らかな方法で、肺がん検診及びその精度管理が実施され、さらには事業評価や住民への受診勧奨などを適切に行われることにより、県民のがんの早期発見に資することを目的とする。	「香川県がん対策推進計画」に従い、がん検診の受診率の向上を図るとともに、すべての市町において、國の指針に基づいた科学的に効果の明らかな方法で、肺がん検診とその精度管理が実施され、がん検診の資質の向上が図られることを目的とする。
第2 検診対象者	肺がん検診の対象者は、当該市町に居住地を有する40歳以上の者とする。	肺がん検診の対象者は、当該市町に居住地を有する40歳以上の者とする。ただし、医療保険各法の保険者及び事業者が行う検診を受ける機会のない者とする。 なお、がん検診は、医療保険各法の受診者及び事業者に実施が義務付けられていないため、職域では、がん検診が行われていない場合があり、他の検診受診機会の有無を確認する等、対象者を正確に把握することが重要である。
第3 実施回数	(略)	関係機関と十分協議の上、「肺がん検診事業計画書(様式1-1号)」等を作成する。なお、計画書の作成に際しては、次の事項に留意する。 (略)
第4 検診計画の策定	市町は、関係機関と十分協議の上、「肺がん検診事業計画書(様式1-1号)」等を作成する。なお、計画書の作成に際しては、次の事項に留意する。	関係機関と十分協議の上、「肺がん検診事業計画書(様式1-1号)」等を作成する。なお、計画書の作成に際しては、次の事項に留意する。 (略)
第5 受診勧奨	検診項目は、質問(医師が立ち合つており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、1の「なお」以下を除き、「質問」と読み替える。)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とし、喀痰細胞診は、質問の結果、5(1)に定める対象者に該当することをもつて代えることができる。 1 質問 質問に当たつては、喫煙歴、職歴、及び血液の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要なく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもつて代えることができ。2 胸部エックス線検査 (1)～(3) 路 参考:FPD写真及びCR写真等の、デジタル画像システムを用いて検査をおこなう場合は、焦点被写体間距離 80～200cm、入射管電圧110～140kV、入射皮膚面の被ばく線量(頭厚22cm 程度)0.3mGy 以下、グリッド比10以上(14以上では14以上)の条件下で撮影されることが望ましい。当該写真の表示条件については、装置メーカー毎に検証記載のパラメータや各メーカーの推奨画像処理パラメータ(別紙4)を参考に、各施設の環境下にあつた調整をおこなうこととする。 3 胸部エックス線写真の読影方法 (1)二重読影	検診項目は、質問(医師が立ち合つており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、1の「なお」以下を除き、「質問」と読み替える。)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とし、喀痰細胞診は、質問の結果、5(1)に定める対象者に該当することをもつて代えることができる。 1 質問 質問に当たつては、喫煙歴、職歴、及び血液の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要なく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもつて代えることができ。2 胸部エックス線検査 (1)～(3) 路 参考:FPD写真及びCR写真等の、デジタル画像システムを用いて検査をおこなう場合は、焦点被写体間距離 80～200cm、入射管電圧110～140kV、入射皮膚面の被ばく線量(頭厚22cm 程度)0.3mGy 以下、グリッド比10以上(14以上では14以上)の条件下で撮影されることが望ましい。当該写真の表示条件については、装置メーカー毎に検証記載のパラメータや各メーカーの推奨画像処理パラメータ(別紙4)を参考に、各施設の環境下にあつた調整をおこなうこととする。 3 胸部エックス線写真の読影方法 (1)二重読影
第6 検診方法等	2名以上の医師(このうち1名は、十分な経験を有した呼吸器又は放射線の専門医が望ましい。)が同時に又はそれぞれ独立して読影する。読影結果の判定は、「肺癌集団検診の基準(日本肺癌学会集団検診委員会編)」の「肺癌検診の判定基準と指導区分(別紙2)」によつて行い、「d」及び「e」のものについては、比較読影を行う。	(2)比較読影 比較読影は、精査を要すると判定されたエックス線写真につき、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影する。読影結果の判定は、「肺癌集団検診の手引き(日本肺癌学会集団検診委員会編)」の「肺癌検診の判定基準と指導区分(別紙2)」によつて行い、「d」及び「e」のものについては、比較読影を行う。 ① 読影委員会等を設置して比較読影を行う方法 ② 二重読影を行つた医師がそれぞれ比較読影を行う方法 ③ 二重読影を行つた医師のうち指導的立場の医師が比較読影を行う方法 4 読影記録の整備 (1)～(2) 路
第7		

5 喀痰細胞診

5 喀痰細胞診

(1) 対象者

喀痰細胞診は、質問の結果、原則として50歳以上で喫煙者を含む。)とする。
する者(高危険群)とする。

(2) 細胞採取の方法

質問の結果、喀痰細胞の対象とされた者に対し、有効痰の採取方法を説明するとともに、
に、喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

(3) 喀痰細胞の処理方法

採取した喀痰(細胞)の処理方法は、以下のとおりとする。
① 木モジナイズ法、粘液直接塗抹法により、2枚以上のスライドガラスに擦り合わせ式で塗抹する。塗抹面積はスライドガラス面の3分の2程度とする。

② 採取した後、パニコロウ染色を行い観察する。

③ 採取した喀痰(細胞)は、固定した後、パニコロウ染色を行って観察する。

④ 喀痰細胞診の実施

① 検体の喀痰検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

② 同一検体から作成された2枚以上のスライドを、2名以上の技師によりスクリーニングする。

③ 喀痰細胞診の結果の判定は、「肺癌集団検診の手引き」(日本肺癌学会集団検診委員会編)の「集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分(別紙3)」によつて行う。

④ 精密検査実施機関は、喀痰細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

⑤ 検診実施医療機関は、喀痰細胞診の結果を「肺がん検診結果記録票(様式4号)」に記録し、少なくとも5年間は保存をする。

第6 検診方法等

4

(2) 細胞採取の方法

質問の結果、喀痰細胞の対象とされた者に対し、有効痰の採取方法を説明するとともに、
に、喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

(3) 喀痰細胞の採取方法

間診の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に対し、有効痰の採取方法を説明するとも
に、保存液の入った喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

(4) 喀痰細胞の処理方法

喀痰は、起床時の早期痰を原則とし、最低3日の蓄痰、又は3日連続採取とする。
① 喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

② 喀痰直接塗抹法により、2枚以上のスライドガラスに擦り合わせ式で塗抹する。

③ 喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

④ 喀痰細胞診の標本については、少なくとも3年間は保存すること。

(5) 喀痰細胞の実施

① 検体の喀痰検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

② 同一検体から作成された2枚以上のスライドを、2名以上の技師によりスクリーニングする。

③ 喀痰細胞診の結果の判定は、「肺癌集団検診の手引き」(日本肺癌学会集団検診委員会編)の「集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分(別紙3)」によつて行う。

④ 精密検査実施機関は、喀痰細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

⑤ 検診実施医療機関は、喀痰細胞診の結果を「肺がん検診結果記録票(様式4号)」に記録し、少なくとも5年間は保存をする。

5 喀痰細胞診

(1) 対象者

喀痰細胞診は、間診の結果、医師が必要と認める者に対して行い、原則として次に該当する者(高危険群)とする。

ア 50歳以上で喫煙指數(1日本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者を含む。)。

イ 40歳以上で6ヶ月以内に血痰のあつた者

(2) 細胞採取の方法

質問の結果、喀痰細胞の対象とされた者に対し、有効痰の採取方法を説明するとともに、
に、喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

(3) 喀痰細胞の採取方法

間診の結果、喀痰採取容器の対象とされた者に対し、有効痰の採取方法を説明するとも
に、保存液の入った喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

(4) 喀痰細胞の処理方法

喀痰は、起床時の早期痰を原則とし、最低3日の蓄痰、又は3日連続採取とする。
① 喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

② 喀痰直接塗抹法により、2枚以上のスライドガラスに擦り合わせ式で塗抹する。

③ 喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

④ 喀痰細胞診の標本については、少なくとも3年間は保存すること。

(5) 喀痰細胞の実施

① 検体の喀痰検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

② 同一検体から作成された2枚以上のスライドを、2名以上の技師によりスクリーニングする。

③ 喀痰細胞診の結果の判定は、「肺癌集団検診の手引き」(日本肺癌学会集団検診委員会編)の「集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分(別紙3)」によつて行う。

④ 精密検査実施機関は、喀痰細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

⑤ 検診実施医療機関は、喀痰細胞診の結果を「肺がん検診結果記録票(様式4号)」に記録し、少なくとも5年間は保存をする。

第7 検診結果の指導区分

4

(1) 対象者

喀痰細胞診は、質問の結果、医師が必要と認める者に対して行い、原則として次に該当する者(高危険群)とする。

ア 50歳以上で喫煙指數(1日本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者を含む。)。

イ 40歳以上で6ヶ月以内に血痰のあつた者

(2) 細胞採取の方法

質問の結果、喀痰細胞の対象とされた者に対し、有効痰の採取方法を説明するとともに、
に、喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

(3) 喀痰細胞の採取方法

間診の結果、喀痰採取容器の対象とされた者に対し、有効痰の採取方法を説明するとも
に、保存液の入った喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

(4) 喀痰細胞の処理方法

喀痰は、起床時の早期痰を原則とし、最低3日の蓄痰、又は3日連続採取とする。
① 喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

② 喀痰直接塗抹法により、2枚以上のスライドガラスに擦り合わせ式で塗抹する。

③ 喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

(5) 喀痰細胞の実施

① 検体の喀痰検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

② 同一検体から作成された2枚以上のスライドを、2名以上の技師によりスクリーニングする。

③ 喀痰細胞診の結果の判定は、「肺癌集団検診の手引き」(日本肺癌学会集団検診委員会編)の「集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分(別紙3)」によつて行う。

④ 精密検査実施機関は、喀痰細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

⑤ 検診実施医療機関は、喀痰細胞診の結果を「肺がん検診結果記録票(様式4号)」に記録し、少なくとも5年間は保存をする。

第8 検診結果の報告及び通知	(略)	(略)
第9 検診記録の整備及び精密検査結果の評価	(略)	(略)
第10 事業評価	(略)	(略)
第11 検診実施機関	<p>5 検診機関は、胸部エックス線写真や喀痰細胞診に係る検体及び検診結果は、少なくとも3年間は保存しなければならない。 6 検診実施機関は、香川県がん対策協議会及び肺がん部会における検討結果や助言を踏まえ、その指導者は、香川県がん対策に従い、実施方法等の改善に努める。 7 異常検査を実施する場合は、病院または診療所以外の場所で医師の立会いなく、胸部エックス線撮影を行なう診療放射線技師に対して指示する。事前に胸部エックス線写真撮影を行う計画書(様式)を作成し、市町に提出する。なお、市町が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を直ちに作成し、保存する。</p> <p>(1) 検診の実施に際し、緊急時や必要時に応じて医師などを明示した計画書(様式)を作成し、市町に提出する。なお、市町が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を直ちに作成し、保存する。</p> <p>(2) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。</p> <p>(3) 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。</p> <p>(4) 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。</p> <p>(5) 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。</p>	<p>5 検診実施機関は、胸部エックス線写真撮影時や喀痰細胞診に係る検体及び検診結果は、少なくとも3年間は保存しなければならない。 6 検診実施機関は、香川県がん対策協議会及び肺がん部会における検討結果や助言を踏まえ、その指導者は、香川県がん対策に従い、実施方法等の改善に努める。 7 異常検査を実施する場合は、病院または診療所以外の場所で医師の立会いなく、胸部エックス線撮影を行なう診療放射線技師に対して指示する。事前に胸部エックス線写真撮影を行う計画書(様式)を作成し、市町に提出する。なお、市町が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を直ちに作成し、保存する。</p> <p>(1) 検診の実施に際し、緊急時や必要時に応じて医師などを明示した計画書(様式)を作成し、市町に提出する。なお、市町が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を直ちに作成し、保存する。</p> <p>(2) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。</p> <p>(3) 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。</p> <p>(4) 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。</p> <p>(5) 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。</p>
第12 精密検査等	(略)	(略)
第13 有症状者への対応	<p>質問の結果、最近6月以内に血痰のあつたことが判明した者に対しては、肺がんの有症状である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。</p> <p>①</p>	<p>喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防として喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の啓発普及は極めて重要である。このため、肺がん検診及び肺がん予防健康教育等の場を利用するとともに、必要な者に利用する。このことは、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項に基づく喫煙者個別健康教育を実施し、禁煙に関する指導を推進するものとする。また、若年層の対しても、積極的に禁煙及び防煙に関する指導並びに肺がんに対する正しい知識等の普及啓発を図るなど、防煙・禁煙・分煙にわたる総合的なたばこ対策の推進を図るものとする。</p> <p>②</p>
第14 喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の普及啓発	<p>喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防として喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の啓発普及は極めて重要である。このため、肺がん検診及び肺がん予防健康教育等の場を利用して重要な者に利用する。このことは、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項に基づく喫煙者個別健康教育を実施し、禁煙に関する指導を推進するものとする。また、若年層の対しても、積極的に禁煙及び防煙に関する指導並びに肺がんに対する正しい知識等の普及啓発を図るなど、防煙・禁煙・分煙にわたる総合的なたばこ対策の推進を図るものとする。</p>	<p>喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防として喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の啓発普及は極めて重要である。このため、肺がん検診及び肺がん予防健康教育等の場を利用して重要な者に利用する。このことは、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項に基づく喫煙者個別健康教育を実施し、禁煙に関する指導を推進するものとする。また、若年層の対しても、積極的に禁煙及び防煙に関する指導並びに肺がんに対する正しい知識等の普及啓発を図るなど、防煙・禁煙・分煙にわたる総合的なたばこ対策の推進を図るものとする。</p>



「香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針」の一部改正(案)について 様式(新旧対照表)

項目	改正後	改正前
	<p>●指針改正通知時に厚生労働省より提示のあった様式に合わせて様式を修正。</p> <p>1 最近6か月の間に痰(たん)に血が混じったことはありますか。 (1)あり → 肺がんの症状である可能性があるため、医療機関を受診しましょう。 (2)なし</p> <p>2 今までに肺がん検診や胸の検査(レントゲン、CT等)を受けたことがありますか。 (1)受けたことがある →最後に受けた時期:(_____年前) 場所:市町の検診・職場の検診・人間ドック・病院等・その他(_____)</p> <p>(2)受けていなし 前回の検診結果は a 異常あり (結果_____) b 異常なし</p> <p>3 肺の病気にはかかったことがありますか。 肺がん・肺結核・肺炎・喘息・慢性閉塞性肺疾患(COPD)・ じん肺・その他(_____)</p> <p>4 現在、以下のような肺に関する症状はありますか。 咳・痰・胸痛・息切れ・その他の気になる症状(_____)</p> <p>5 タバコを吸いますか。 (1)現在吸っている (2)吸っていたがやめた(_____年前からやめた) (3)吸つたことがない →(1)または(2)の場合は、以下にお答えください 1日の本数(_____本) × 年間(_____年間) = (_____)</p> <p>6 仕事で石綿(アスベスト)・粉じん作業・その他特殊健診を要する業務に従事したことがありますか。 (1)ある →従事期間:(_____年間) (2)ない (3)わからない</p> <p>7 肺がん検診の痰(たん)の検査をしましたことがありますか (1)ある →そのとき異常があるとと言われましたか a はい b いいえ (2)ない</p> <p>8 女性の方のみお答え下さい)現在妊娠している、または妊娠の可能性がありますか。 (1)ある →(妊娠週数_____週 / 最終月経_____年_____月_____日) (2)ない</p>	<p>1 肺がん検診を既に受けましたか (1)あり → 今回はじめた b 昨年受診あり (2)なし 上 前回の検診結果は a 異常あり(結果_____) b 異常なし</p> <p>2 最近6か月の間に痰(たん)に血が混じったことがありますか (1)あり →(1)の場合、血痰はどのくらいの頻度で出来ますか a 毎日 _____ b 時々 _____ c まれに _____</p> <p>3 タバコを吸いますか (1) 吸っている (2) (_____歳)の時にやめた (3)吸わない →(1)または(2)の場合は、以下にお答えください 1日の本数(_____本) × 年間(_____年間) = (_____)</p> <p>4 仕事を通して石綿(アスベスト)を使用したことがありますか (1)あり _____ 年齢(2)なし (3)わからない</p> <p>5 肺がん検診の痰(たん)の検査をしましたことがありますか (1)ある →そのとき異常があるとと言われましたか a はい b いいえ (2)ない</p>
様式2号 質問票		<p>二重読影時の仮判定区分 c 定期検診(異常所見を認めるが精査不要) 比較読影を含む決定判定区分 C 定期検診(異常所見を認めるが精査不要)</p>
6		<p>二重読影時の仮判定区分 c 定期検診(異常所見を認めるが精査不要) (c のうち 口 胸膜ブラーク) 比較読影を含む決定判定区分 C 定期検診(異常所見を認めるが精査不要) (c のうち 口 胸膜ブラーク)</p>
様式4号 結果記録票		<p>4 今回の検診では、肺がんに関する精密検査の必要はありませんが、胸膜ブラークを認めます。胸膜ブラークとは石綿を吸い込むことで胸膜凹りにできる肥厚隆起した部分のこととを言います。それだけでは病気にかかるとは言えませんが、中皮腫、肺がん、石綿肺を引き起こすことがありますので、今後も年1回は必ず検診を受診してください。喫煙されている方には禁煙を強くお勧めします。詳しくは、(独)環境再生保全機構(http://www.erca.go.jp) フリーダイヤル:0120-389-931まで、お問い合わせください。</p>
様式5号 結果通知書		

<p>診断</p> <p>(1) 肺がん確定 <input type="checkbox"/> 原発性肺がん <input type="checkbox"/> 肺門型 <input type="checkbox"/> 肺野型 <input type="checkbox"/> 胸水型 <input type="checkbox"/> 転移性の悪性腫瘍 <input type="checkbox"/> 臨床病期Ⅰ期 <input type="checkbox"/> 臨床病期Ⅰ期以外 <input type="checkbox"/> その他の悪性腫瘍 (原発巣: _____)</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 肺がんの疑いまたは未確定 <input type="checkbox"/> 肺以外の悪性腫瘍 (_____)</p> <p>(3) <input type="checkbox"/> 肺がん以外の疾患 <input type="checkbox"/> 肺結核 (□要医療 □要観察 □治癒) <input type="checkbox"/> 他呼吸器疾患 (□肺気腫 □その他) <input type="checkbox"/> 循環器疾患 (□冠状動脈の石灰化 □その他) <input type="checkbox"/> その他の呼吸器疾患 (_____)</p> <p>(4) <input type="checkbox"/> 肺がん以外の疾患 <input type="checkbox"/> 肺結核 (□要医療 □要観察 □治癒) <input type="checkbox"/> 他呼吸器疾患 (□肺気腫 □その他) <input type="checkbox"/> 循環器疾患 (□冠状動脈の石灰化 □その他) <input type="checkbox"/> その他の呼吸器疾患 (_____)</p> <p>(5) <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> その他 (_____)</p> <p>(6) <input type="checkbox"/> 未精査 <input type="checkbox"/> 単純X線写真 <input type="checkbox"/> 胸部CT <input type="checkbox"/> 喀痰細胞診 <input type="checkbox"/> 気管支鏡 (□細胞診 □組織診) <input type="checkbox"/> 経皮的針生検 (□細胞診 □組織診) <input type="checkbox"/> 胸腔鏡下針生検 (VATS) <input type="checkbox"/> その他 (_____)</p> <p>検査方法</p> <p>(様式7-1-3号) 肺がん検診結果集計表(検診機関別)(喀痰細胞診) (様式7-2-3号) 肺がん検診結果集計表(総合)(喀痰細胞診) 問診者数 (項目追加)</p> <p>(様式7-1-3号) 肺がん検診結果集計表(検診機関別)(喀痰細胞診) (様式7-2-3号) 肺がん検診結果集計表(総合)(喀痰細胞診) 質問(問診)を行った者のうち6ヶ月以内に血痰の症状のあつた者 喀痰細胞診対象者数(胸部エックス線検査受診者中高危険群者数)</p>	<p>(1)がん確定 <input type="checkbox"/> 原発性肺がん <input type="checkbox"/> 口肺門型 <input type="checkbox"/> 口肺野型 <input type="checkbox"/> 口胸水型 <input type="checkbox"/> 転移性の悪性腫瘍 <input type="checkbox"/> その他の悪性腫瘍 (_____)</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 肺がん以外の疾患 <input type="checkbox"/> 肺結核 (□要医療 □要観察 □治癒) <input type="checkbox"/> 他呼吸器疾患 (□肺気腫 □その他) <input type="checkbox"/> 循環器疾患 (□冠状動脈の石灰化 □その他) <input type="checkbox"/> その他の呼吸器疾患 (_____)</p> <p>(3) <input type="checkbox"/> 未精査 <input type="checkbox"/> 単純X線写真 <input type="checkbox"/> 胸部CT <input type="checkbox"/> 喀痰細胞診 <input type="checkbox"/> 気管支鏡 (□細胞診 □組織診) <input type="checkbox"/> 経皮的針生検 (□細胞診 □組織診) <input type="checkbox"/> 胸腔鏡下針生検 (VATS) <input type="checkbox"/> その他 (_____)</p> <p>検査方法</p> <p>(様式7-1-3号) 肺がん検診結果集計表(検診機関別)(喀痰細胞診) (様式7-2-3号) 肺がん検診結果集計表(総合)(喀痰細胞診) 問診者数 (項目追加)</p> <p>(様式7-1-3号) 肺がん検診結果集計表(検診機関別)(喀痰細胞診) (様式7-2-3号) 肺がん検診結果集計表(総合)(喀痰細胞診) 質問(問診)を行った者のうち6ヶ月以内に血痰の症状のあつた者 喀痰細胞診対象者数(胸部エックス線検査受診者中高危険群者数)</p>
<p>検査依頼書・結果報告書</p> <p>様式6号 胸部精密検査依頼書・結果報告書</p> <p>7</p> <p>2 受診者の情報管理注1) (2) 胸部エックス線受診者数・喀痰細胞診受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか。</p> <p>2 質問(問診)および撮影の精度管理 (1) 検診項目は、質問(問診)、胸部エックス線検査、および喀痰細胞診を行っているか (2) 質問(問診)は喫煙歴および血痰の有無を聴取しているか (3) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存しているか</p> <p>4 喀痰細胞診の精度管理 (1) 喀痰細胞診は、年齢50歳以上喫煙指數(1日本数×年数)400もしくは600以上の者、あるいは年齢40歳以上6ヶ月以内に血痰を有したもの、その他職業性など高危険群と考へられるものに行っているか</p> <p>●指針改正通知時に厚生労働省より提示のあつた様式に合わせて様式を作成。 (新規)</p>	<p>7</p> <p>2 受診者の情報管理注1) (2) 胸部エックス線受診者数・喀痰細胞診受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか。</p> <p>2 質問(問診)および撮影の精度管理 (1) 検診項目は、質問(問診)、胸部エックス線検査、および喀痰細胞診を行っているか (2) 質問(問診)は喫煙歴および血痰の有無を聴取しているか (3) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存しているか</p> <p>4 喀痰細胞診の精度管理 (1) 喀痰細胞診は、年齢50歳以上喫煙指數(1日本数×年数)400もしくは600以上の者、あるいは年齢40歳以上6ヶ月以内に血痰を有したもの、その他職業性など高危険群と考へられるものに行っているか</p> <p>●指針改正通知時に厚生労働省より提示のあつた様式に合わせて様式を作成。 (新規)</p>
<p>事業用集計表</p> <p>7</p> <p>2 受診者の情報管理注1) (2) 胸部エックス線受診者数・喀痰細胞診受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか。</p> <p>2 質問(問診)および撮影の精度管理 (1) 検診項目は、質問(問診)、胸部エックス線検査、および喀痰細胞診を行っているか (2) 質問(問診)は喫煙歴および血痰の有無を聴取しているか (3) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存しているか</p> <p>4 喀痰細胞診の精度管理 (1) 喀痰細胞診は、年齢50歳以上喫煙指數(1日本数×年数)400もしくは600以上の者、あるいは年齢40歳以上6ヶ月以内に血痰を有したもの、その他職業性など高危険群と考へられるものに行っているか</p> <p>●指針改正通知時に厚生労働省より提示のあつた様式に合わせて様式を作成。 (新規)</p>	<p>実施事業用</p> <p>7</p> <p>2 受診者の情報管理注1) (2) 胸部エックス線受診者数・喀痰細胞診受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか。</p> <p>2 質問(問診)および撮影の精度管理 (1) 検診項目は、質問(問診)、胸部エックス線検査、および喀痰細胞診を行っているか (2) 質問(問診)は喫煙歴および血痰の有無を聴取しているか (3) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存しているか</p> <p>4 喀痰細胞診の精度管理 (1) 喀痰細胞診は、年齢50歳以上喫煙指數(1日本数×年数)400もしくは600以上の者、あるいは年齢40歳以上6ヶ月以内に血痰を有したもの、その他職業性など高危険群と考へられるものに行っているか</p> <p>●指針改正通知時に厚生労働省より提示のあつた様式に合わせて様式を作成。 (新規)</p>
<p>実施機関用</p> <p>7</p> <p>2 受診者の情報管理注1) (2) 胸部エックス線受診者数・喀痰細胞診受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか。</p> <p>2 質問(問診)および撮影の精度管理 (1) 検診項目は、質問(問診)、胸部エックス線検査、および喀痰細胞診を行っているか (2) 質問(問診)は喫煙歴および血痰の有無を聴取しているか (3) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存しているか</p> <p>4 喀痰細胞診の精度管理 (1) 喀痰細胞診は、年齢50歳以上喫煙指數(1日本数×年数)400もしくは600以上の者、あるいは年齢40歳以上6ヶ月以内に血痰を有したもの、その他職業性など高危険群と考へられるものに行っているか</p> <p>●指針改正通知時に厚生労働省より提示のあつた様式に合わせて様式を作成。 (新規)</p>	<p>実施機関用</p> <p>7</p> <p>2 受診者の情報管理注1) (2) 胸部エックス線受診者数・喀痰細胞診受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか。</p> <p>2 質問(問診)および撮影の精度管理 (1) 検診項目は、質問(問診)、胸部エックス線検査、および喀痰細胞診を行っているか (2) 質問(問診)は喫煙歴および血痰の有無を聴取しているか (3) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存しているか</p> <p>4 喀痰細胞診の精度管理 (1) 喀痰細胞診は、年齢50歳以上喫煙指數(1日本数×年数)400もしくは600以上の者、あるいは年齢40歳以上6ヶ月以内に血痰を有したもの、その他職業性など高危険群と考へられるものに行っているか</p> <p>●指針改正通知時に厚生労働省より提示のあつた様式に合わせて様式を作成。 (新規)</p>
<p>検査実施機関用</p> <p>7</p> <p>2 受診者の情報管理注1) (2) 胸部エックス線受診者数・喀痰細胞診受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか。</p> <p>2 質問(問診)および撮影の精度管理 (1) 検診項目は、質問(問診)、胸部エックス線検査、および喀痰細胞診を行っているか (2) 質問(問診)は喫煙歴および血痰の有無を聴取しているか (3) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存しているか</p> <p>4 喀痰細胞診の精度管理 (1) 喀痰細胞診は、年齢50歳以上喫煙指數(1日本数×年数)400もしくは600以上の者、あるいは年齢40歳以上6ヶ月以内に血痰を有したもの、その他職業性など高危険群と考へられるものに行っているか</p> <p>●指針改正通知時に厚生労働省より提示のあつた様式に合わせて様式を作成。 (新規)</p>	<p>検査実施機関用</p> <p>7</p> <p>2 受診者の情報管理注1) (2) 胸部エックス線受診者数・喀痰細胞診受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか。</p> <p>2 質問(問診)および撮影の精度管理 (1) 検診項目は、質問(問診)、胸部エックス線検査、および喀痰細胞診を行っているか (2) 質問(問診)は喫煙歴および血痰の有無を聴取しているか (3) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存しているか</p> <p>4 喀痰細胞診の精度管理 (1) 喀痰細胞診は、年齢50歳以上喫煙指數(1日本数×年数)400もしくは600以上の者、あるいは年齢40歳以上6ヶ月以内に血痰を有したもの、その他職業性など高危険群と考へられるものに行っているか</p> <p>●指針改正通知時に厚生労働省より提示のあつた様式に合わせて様式を作成。 (新規)</p>

(案)

香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針

平成 27 年〇月〇日

香川県健康福祉部健康福祉総務課

第2章 香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針

第1 目的	2
第2 検診対象者	2
第3 実施回数	2
第4 検診計画の策定	2
第5 受診勧奨	2
第6 検診方法等	3
第7 検診結果の指導区分	5
第8 検診結果の報告及び通知	6
第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握	6
第10 事業評価	6
第11 検診実施機関	7
第12 検診結果等	7
第13 有症状者への対応	8
第14 喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の普及啓発	8
(別紙1) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目	9
(別紙2) 肺がん検診における胸部エックス線写真読影の診断基準と指導区分	12
(別紙3) 集団検診における喀痰細胞診の判断基準と指導区分	14
(別紙4) 各メーカーの推奨画像処理パラメータ	15
(様式1号) 肺がん検診事業計画書	17
(様式2号) 肺がん検診質問(問診)票	18
(様式3号) 肺がん検診受診者名簿	19
(様式4号) 肺がん検診結果記録票	20
(様式5号) 肺がん検診結果通知書	21
(様式6-1号) 胸部精密検査依頼書	22
(様式6-2号) 胸部精密検査結果報告書(検診実施機関用)	23
(様式6-3号) 胸部精密検査結果報告書(市町用)	24
(様式7-1号) 肺がん検診結果集計表(検診機関別)	25
(様式7-2号) 肺がん検診結果集計表(総合)	28
(様式8号) 肺がん検診チェックリスト(市町用)	31
(様式9号) 肺がん検診チェックリスト(検診実施機関用)	34
(様式10号) 肺がん検診実施計画書	37

第2章—香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針

第1 目的

「香川県がん対策推進計画」に従い、がん検診の受診率の向上を図るとともに、この指針は、すべての市町において、国の指針等に基づいた科学的に効果の明らかな方法で、肺がん検診及びその精度管理が実施され、さらには事業評価や住民への受診勧奨などが適切に行われるこ~~とにより、県民のがんの早期発見に資するこ~~とがん検診の資質の向上が図られることを目的とする。

第2 検診対象者

肺がん検診の対象者は、当該市町に居住地を有する40歳以上の者とする。~~ただし、医療保険各法の保険者及び事業者が行う検診を受ける機会のない者とする。~~

~~なお、がん検診は、医療保険各法の保険者及び事業者に実施が義務付けられていないため、職域では、がん検診が行われていない場合があり、他の検診受診機会の有無を確認する等、対象者を正確に把握することが重要である。~~

第3 実施回数

肺がん検診は、原則として同一人について年1回実施する。

第4 検診計画の策定

市町は、関係機関と十分協議の上、「肺がん検診事業計画書（様式1－1号）」等を作成する。

なお、計画書の作成に際しては、次の事項に留意する。

- 1 別紙1（仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目）を参考として検診実施機関を決定し、下記の事項等について十分協議を行う。
- 2 検診対象者を住民基本台帳等で把握する。
- 3 検診実施期間、予定人数、実施場所を決定する。
- 4 検診の周知方法とその時期を決定する。
- 5 検診に必要な帳票類（様式2号・4号・5号・6号）を作成する。
- 6 検診実施後の結果集計、精密検査結果等の方法とその期間を決定する（「肺がん検診受診者名簿（様式3号）」等を利用する。）。

第5 受診勧奨

市町は、肺がん及び肺がん検診に関する正しい知識を普及啓発するとともに、対象者へ受診勧奨を行う。対象者のうち、これまで肺がん検診を受診したことがない者に対しては、積極的な受診勧奨を行う。

受診勧奨は、受診率の向上及び精度管理の観点から、個別通知によることが望ましく、次の事項に留意する。

- 受診者の拡大に努めるとともに、受診者の固定化を防止し、検診の効果の向上を図る。
- 罹患率や有病率などを参考とし、肺がん対策上重要と考えられる年齢層の受診を促進する。
- 他のがん検診受診機会の有無を確認するなど、対象者を正確に把握する。
- 検診対象者のリストを作成し、がん検診受診状況等を台帳等により管理する。

第6 検診方法等

検診項目は、質問（医師が立ち合っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、1の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。）、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とする。し、喀痰細胞診は、質問の結果、5（1）に定める対象者に該当することが判明した者に対し行う。

1 質問

質問問診に当たっては、喫煙歴、職歴、及び血痰の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

2 胸部エックス線検査

胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影し、読影する。

なお、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜及び肋骨横隔膜角等を十分に含むようなエックス線写真であって、適度な濃度とコントラスト及び良好な鮮銳度をもち、横隔陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるものであり、かつ、次のいずれかにより、撮影されたものとする。

- 間接撮影であって、100mmミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いた、120 kV以上の管電圧による撮影
- 間接撮影であって、定格出力125kVの撮影装置を用い、横隔膜の感度を肺野部に対して高めるため110 kV以上の管電圧及び希土類（グラデーション型）蛍光板を用いた撮影
- 直接撮影であって、被験者－管球間の距離を1.5m以上とし、定格出力150kV以上の撮影装置を用い、原則として120 kV（やむを得ない場合は100 kV～120 kVでも可）の管電圧及び希土類システム（希土類増感紙およびオルソタイプフィルム）を用いた撮影
- C Rの場合は、120 kV以上の管電圧及び散乱線除去用格子比12:1以上を使用して撮影し、適切な階調処理、周波数処理、ダイナミックレンジ圧縮処理などを施した画像として出力することが望ましい。

参考：デジタル撮影装置での撮影の場合は、管球検出器間距離（撮影距離）180～200 cm、X線管電圧120～140 kV、撮影 mAs 値4 mAs 程度以下、入射表面線量0.3 mGy 以下、グリッド比12:1以上、これらの条件下で撮影されることが望ましい。画像処理は「推奨画像処理パラメータ値（別紙4）」を参考に、各施設の環境下に合った調整を行うこととする。

参考：FPD写真及びCR写真等の、デジタル画像システムを用いて検査をおこなう場合は、焦点被写体間距離180～200cm、X線管電圧110～140[kV]、入射皮膚面の被ばく線量(胸厚22cm程度)0.3mGy以下、グリッド比r10以上(140kV以上ではr14以上)の条件下で撮影されることが望ましい。当該写真の表示条件については、装置メーカー毎に検証済みのパラメータや「各メーカーの推奨画像処理パラメータ(別紙4)」を参考に、各施設の環境下にあった調整をおこなうこととする。

3 胸部エックス線写真の読影方法

胸部エックス線写真は、2名以上の医師によって読影し、それぞれの読影結果に基づき比較読影するものとし、その方法は、次のとおりとする。

(1) 二重読影

2名以上の医師(このうち1名は、十分な経験を有した呼吸器又は放射線の専門医が望ましい)が同時に又はそれぞれ独立して読影すること。読影結果の判定は、「肺癌集団検診の手引き(日本肺癌学会集団検診委員会編)の「肺癌検診における胸部エックス線検査の判定基準と指導区分(別紙2)」によって行い、「d」及び「e」のものについては、比較読影を行う。

(2) 比較読影

比較読影は、精査を要すると判定されたエックス線写真につき、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影するもので、地域の実情に応じて次のいずれかの方法でにより行う。

Ⓐ① 読影委員会等を設置して比較読影を行う方法

Ⓑ② 二重読影を行った医師がそれぞれ比較読影を行う方法

Ⓒ③ 二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が比較読影を行う方法

(3) 読影結果の判定

読影結果の判定は、「肺癌集団検診の手引き(日本肺癌学会集団検診委員会編)の「肺癌検診における胸部エックス線検査の判定基準と指導区分(別紙2)」によって行う。

4 読影記録の整備

(1) 検診実施機関は、二重読影及び比較読影等の結果を「肺がん検診結果記録票」(様式4号)等に記録し、少なくとも5年間は保存する。

また、エックス線写真は少なくとも3年間は保存する。

(2) 検診実施機関は、検診結果を市町に報告する。

5 咳痰細胞診

(1) 対象者

咳痰細胞診は、質問調査の結果、医師が必要と認める者に対して行い、原則として50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者を含む)。次

に該当する者（高危険群）とする。

ア 50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上の者（過去における喫煙者を含む。）。

イ 40歳以上で6ヶ月以内に血痰のあった者

(2) 細胞採取の方法

質問問診の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に対し、有効痰の採取方法を説明するとともに、保存液の入った喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

喀痰は、起床時の早期痰を原則とし、最低3日の蓄痰、又は3日連続採取とする。

(3) 喀痰細胞の処理方法

採取した喀痰（細胞）の処理方法は、以下のとおりとする。

ア① ホモジナイス法又は蓄痰直接塗抹法、粘液融解法又は直接塗抹法により、2枚以上のスライドガラスに擦り合わせ方式で作成塗抹する。塗抹面積はスライドグラス面の3分の2程度とする。

イ② 蓄痰直接塗抹法直接塗抹法においては、粘血部、灰白色部等数箇所からピックアップし、擦り合わせ方式で塗抹する。

ウ③ 採取した喀痰（細胞）は、固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

エ④ 喀痰細胞診の標本については、少なくとも3年間は保存すること。

(4) 喀痰細胞診の実施

ア① 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

イ② 同一検体から作成された2枚以上のスライドを、2名以上の技師によりスクリーニングする。

ウ③ 喀痰細胞診の結果の判定は、「肺癌集団検診の手引き」（日本肺癌学会集団検診委員会編）の「集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分（別紙3）」によって行う。

エ④ 精密検査実施機関は、喀痰細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した者に對し通知する。

オ⑤ 検診実施医療機関は、喀痰細胞診の結果を「肺がん検診結果記録票（様式4号）」に記録し、少なくとも5年間は保存をする。

第7 検診結果の指導区分

検診結果に基づく指導区分は、「要精検」と「精検不要」とし、それぞれ次の内容の指導を行う。

1 「要精検」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するように指導する。

(1) 胸部エックス線写真の読影の結果、「E」と判定された者には（別紙2参照）により通知を行う。

(2) 咳痰細胞診の結果「D」、「E」と判定された者には（別紙3参照）により通知を行う。

2 「精検不要」と区分された者

翌年の検診受診を勧めるとともに、禁煙等日常生活上の注意を促す。~~併せて、検診後に症状等が出現した場合は、速やかに医療機関を受診するように指導する。~~

(1) 胸部エックス線写真の読影の結果「B」、「C」と判定された者及び喀痰細胞診の結果「B」と判定された者には、年1回の定期的な肺がん検診の受診を促す。

参考：胸部エックス線写真の読影の結果「C」と判定された者のうち胸膜プラークの所見を有する者には、健康管理に必要な情報提供等を行うことが望ましい。

(2) 特に喀痰細胞診の結果「C」と分類された者には、自覚症状の程度などを考慮して、医療機関において可能な限り速やかに6か月以内の再検査を勧奨する。再検査が困難な場合には、次回定期的検査の受診を勧める。

3 胸部エックス線写真の読影の結果、肺がん以外の疾患が考えられる者については、受診者に適切な指導を行う。併せて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第53条の2第3項」に規定する定期の健康診断等の実施者又は医療機関に連絡する等の体制を整備する。

第8 検診結果の報告及び通知

- 1 市町又は検診実施機関は、検診終了後速やかに、検診結果を「肺がん検診受診者名簿（様式3号）」に記録する。
- 2 市町又は検診実施機関は、検診結果報告を基に、受診者あてに「肺がん検診結果通知書（様式5号）」を作成し、精密検査の必要性の有無を付し、受診者に速やかに通知する。
 - (1) 要精検：「肺がん検診結果通知書（様式5号）」及び「胸部精密検査依頼書（様式6号）」
 - (2) 精検不要：「肺がん検診結果通知書（様式5号）」

第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握

1 検診記録の整備

市町は、検診実施機関等と連携を図り、「肺がん検診受診者名簿（様式3号）」等に、受診者の氏名、性別、年齢、住所、過去の検診受診状況、検診結果、精密検査の受診勧奨の有無、精密検査受診の有無、精密検査結果等を記録し、また、「肺がん検診結果集計表（様式7号）」などを作成する。

2 肺がん検診精密検査結果の把握

市町又は検診実施機関は、「胸部精密検査依頼書（様式6号）」等により精密検査実施医療

機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。

さらに、精密検査の結果がんと診断された者については、必ず個人票を作成し、組織型、臨床病期及び治療の状況（切除の有無を含む。）等について記録するものとする。

また、がんが否定された者についても、その後の経過を把握し、追跡することのできる体制を整備することが望ましい。

第10 事業評価

肺がん検診は、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、市町は、「肺がん検診チェックリスト（市町用）（様式8号）」を参考にし、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、地域における実施体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。

また、香川県がん対策推進協議会、肺がん部会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法の改善に努める。

なお、肺がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会 報告書（平成20年3月））を参照する。

第11 検診実施機関

- 1 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で肺がん検診が円滑に実施されるよう、「肺がん検診チェックリスト（検診実施機関用）（様式9号）」を用い、本チェックリストの事項が確実に実施されているか確認を行い、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診等の精度管理に努める。
- 2 検診実施機関の従事者は、肺がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。
- 3 検診実施機関は、喀痰細胞診を他の細胞診検査センター等に依頼する場合、細胞診検査機関の細胞診専門医や細胞検査士等の人員や設備等を十分に把握し、適切な機関を選ばなければならない。
- 4 検診実施機関は、精密検査実施機関と連絡をとり、精密検査結果の把握に努めなければならない。
- 5 検診実施機関は、胸部エックス線写真や喀痰細胞診に係る検体及び検診結果は、少なくとも3年間は保存しなければならない。
- 6 検診実施機関は、香川県がん対策推進協議会及び肺がん部会における検討結果や助言を踏まえ、その指導または助言に従い、実施方法等の改善に努める。
- 7 実施医療機関は、病院または診療所以外の場所で医師の立会いなく、胸部エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。

■ 病院または診療所以外の場所で医師の立会いなく、胸部エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。

- (1) 検診の実施に関し、事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に応する医師などを明示した計画書（様式号）を作成し、市町に提出する。なお、市町が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。
- (2) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。
- (3) 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。
- (4) 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。
- (5) 検診に従事する診療放射線技師にとって必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

第12 精密検査等

- 1 肺がん検診において「要精検」とされた場合は、必ず精密検査を受けるよう、あらかじめ全ての検診受診者に周知する。
なお、その際には、精密検査を実施することにより、肺がんの早期治療ができる可能性があるなどの科学的知見に基づき、十分な説明を行う。
- 2 精密検査実施医療機関は、精密検査の結果を、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

第13 有症状者への対応

質問の結果、最近6月以内に血痰のあったことが判明した者に対しては、肺がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。

第14 喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の普及啓発

喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防として喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の啓発普及は極めて重要である。このため、肺がん検診及び肺がん予防健康教育等の場を利用するとともに、必要な者に対しては、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項に基づく喫煙者個別健康教育を実施し、禁煙に関する指導を推進する。禁煙に関する指導については、短時間での支援も有効であるとの報告もあることから、「禁煙支援マニュアル（第二版）」を活用するなどして、効率的な実施を図る。また、若年層の対しても、積極的に禁煙及び防煙に関する指導並びに肺がんに対する正しい知識等の普及啓発を図るなど、防煙・禁煙・分煙にわたる総合的なたばこ対策の推進を図るように努めるものとする。

第6章—検診方法等

国の指針

2 胸部エックス線検査

65歳未満を対象とする胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影し、読影する。

65歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第53条の2第3項に規定する定期の健康診断等において撮影された肺がん検診に肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を用い、読影する。



県の指針

胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影し、読影する。

第11—検診実施機関

国の指針

5 検診実施機関は、胸部エックス線写真、喀痰細胞診の標本を少なくとも3年間は保存しなければならない。

ただし、65歳以上の対象者の胸部エックス線写真については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第53条の2第3項に規定した定期健康診断の実施者において保存する。



県の指針

5 検診実施機関は、胸部エックス線写真、喀痰細胞診の標本を少なくとも5年間は保存しなければならない。

ただし、以降削除

仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目

1 検査の精度管理

(1) 検査項目

検査項目は、**質問**（問診）、胸部エックス線検査、及び喀痰細胞診とする。

(2) **質問**（問診）

質問（問診）は、喫煙歴及び血痰の有無を必ず聴取する。

(3) 撮影

ア 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影を行う。注1)

イ 撮影機器の種類（直接・間接撮影・ミラー・I.I方式等）、フィルムサイズを明らかにする注2)。

ウ 1日あたりの実施可能人数を明らかにする。

(4) 読影

ア 2名以上の医師によって読影し、うち一人は十分な経験を有した呼吸器または放射線の専門医を含めること。

イ 2名のうちどちらかが、「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影する。

ウ 比較読影した症例数を報告する。

(5) 喀痰細胞診

ア 喀痰細胞診は、年齢50歳以上で喫煙指数600以上あるいは年齢40歳以上の者で6か月以内に血痰を有した者に行う。

イ 細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関（施設名）を明記する。

ウ 採取した喀痰は、2枚のスライドに塗抹し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行う。

エ 固定標本の顕微鏡検査は、日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行う。注3)

オ がん発見例については、過去の細胞診所見の見直しを行う。

(6) 記録・標本の保存

ア 標本、エックス線写真は少なくとも3年間は保存する。

イ 問診記録・検査結果は少なくとも5年間は保存する。

(7) 受診者への説明

- ア 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。
- イ 精密検査の方法や内容について説明する。
- ウ 精密検査の結果の市町への報告などの個人情報の取扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。
- エ 禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の普及啓発を行う。

2 システムとしての精度管理

- (1) 精密検査結果及び治療^{注4)} 結果の報告を、精密検査実施医療機関から受ける。
- (2) 診断のための検討会や委員会（第三者の肺がん専門家を交えた会）を設置する。

3 事業評価

- (1) 肺がん検診チェックリスト（検診実施機関用）に基づく検討を行う。
- (2) 市町がプロセス指標（受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度）に基づく事業評価を行うことができるようデータを提出する。

4 がん検診の集計・報告

市町へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目を含む集計をする。

注1) 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影：日本肺癌学会編集、肺癌取り扱い規約 改訂第7版（平成24年2月改正）より

背腹一方方向撮影1枚による場合、適格な胸部エックス線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜、肋骨横隔膜角などを含むように正しく位置づけされ、適度な濃度とコントラスト及び良好な鮮銳度をもち、中心陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるもの

注2) 撮影法：日本肺癌学会編集、肺癌取り扱い規約 改訂第7版（平成24年2月改正）より

- (1) 間接撮影の場合は、100mmミラーカメラと定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧により撮影する。やむを得ず定格出力125kVの撮影装置を用いる場合は、110kV以上の管電圧による撮影を行い横隔膜の感度を肺野部に対して高めるため、希土類（グラデーション型）蛍光板を用いる。定格出力125kV以下の撮影装置を用いない。
- (2) 直接撮影の場合は、被験者-管球間の距離を1.5m以上とし、定格出力150kV以上の撮影装置を用い、120kV以上の管電圧及び希土類システム（希土類増感紙+オルソタイプフィルム）による撮影がよい。やむを得ず100kV～120kVでも可の管電圧で撮影する場合も、被曝軽減のために希土類システム（希土類増感紙+オルソタイプフィルム）を用いる。
- (3) ~~—CRの場合は、120kV以上の管電圧及び散乱線除去用格子比12:1以上を使用して撮影し、~~

~~適切な階調処理、周波数処理、ダイナミックレンジ圧縮処理などを施した画像として出力することが望ましい。~~

~~参考：デジタル撮影装置での撮影の場合は、管球検出器間距離（撮影距離）180～200 cm、X線管電圧120～140 kV、撮影 mAs 値 4 mAs 程度以下、入射表面線量 0.3mGy 以下、グリッド比 12：1 以上、これらの条件下で撮影されることが望ましい。画像処理は「推奨画像処理パラメータ一値（別紙4）」を参考に、各施設の環境下に合った調整を行うこととする。~~

~~参考：じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR (FPD) 写真及び CR 写真の取扱い等について〔厚生労働省労働基準局 安全衛生部労働衛生課長通知（平成 22 年 6 月 24 日付都道府県労働局労働基準部長あて）〕より~~

FPD 写真及び CR 写真等の、デジタル画像システムを用いて検査をおこなう場合は、焦点被写体間距離 180～200 cm、X 線管電圧 110～140 [kV]、入射皮膚面の被ばく線量（胸厚 22 cm 程度）0.3mGy 以下、グリッド比 r10 以上（140 kV 以上では r14 以上）の条件下で撮影されることが望ましい。当該写真の表示条件については、装置メーカー毎に検証済みのパラメータや「各メーカーの推奨画像処理パラメータ（別紙 3）」を参考に、各施設の環境下にあつた調整をおこなうこととする。

注 3) 日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照

注 4) 組織や病期把握のための治療など

別紙 1 は「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成 20 年 3 月）より引用した。

(別紙2)

肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分

「肺癌集団検診の手引き」(日本肺癌学会集団検診委員会編)より

日本肺癌学会 集団検診委員会

二重読影時の 低判定区分	比較読影を含む 決定判定区分	X線所見	二重読影時の 仮指導区分	比較読影を含む 決定指導区分
a	A	「読影不能」 撮影条件不良、造影処理不能、位置付不良、フィルムのキズ・アーチファクトなどで読影不能のもの。		再撮影
b	B	「異常所見を認めない」 正常亜型（心膜傍脂肪組織、横隔膜テント状・穹窿上変形、胸膜下脂肪組織による随伴陰影、右心縁の2重陰影など）を含む。		
c	C	「異常所見を認めるが精査を必要としない」 陳旧性病変、明らかに石灰化陰影、線維性変化、気管支拡張像症、気腫性変化、術後変化、治療を要しない奇形などで、精査や治療を必要としない、あるいは急いで行う必要がないと判定できる陰影。広範囲な陳旧性病変などで検査や治療を必要としないと判定できる陰影		定期検診
d	D	「異常所見を認める肺がん以外の疾患が考えられる」 肺癌以外の疾患を疑うが、急いで精密検査や治療を行わないと、本人や周囲の人間に大きな不利益があるようなもの。疾患が疑われても急いで精査や治療を必要としない場合には「C」と判定する。肺癌を少しでも疑う場合には「E」に分類する。肺がん検診としての「スクリーニング陽性」は「E」のみである（下記注を参照のこと）。		
d 1	D 1	「活動性肺結核」 治療を要する肺結核を強く疑う		比較読影 肺がん以外の 該当疾患に対する 精査
d 2	D 2	「活動性非結核性病変」 肺炎、気胸など治療を要する状態		
d 3	D 3	「循環器疾患」 冠状動脈石灰化、大動脈瘤など心大血管異常 「その他」		
d 4	D 4	縦隔腫瘍、胸壁腫瘍など検査を要する状態		

e	E	「肺がんの疑い」		
e 1	E 1	「肺がんの疑いを否定しえない」		
e 2	E 2	「肺がんを強く疑う」 孤立性陰影、陳旧性病変に新しい陰影が出現、肺門部の異常（腫瘍影、血管・気管支などの肺門構造の偏位など）、気管支の狭窄・閉塞による二次変化（区域・葉・全葉性の肺炎、無気肺、肺気腫など）、その他肺がんを疑う所見。したがって「E」には、肺炎や胸膜炎の一部も含まれることになる。転移性肺腫瘍を疑う所見は「E」に分類する（ただし、転移性肺腫瘍は発見肺がんには含めない）。「E2」の場合は、至急呼び出しによる受診勧奨なども含め、精密検査に関する受診勧奨をより強く行うことが望ましい。		肺がんに対する精査

- 注 1) 比較読影を含む決定指導区分において、E1 判定とは、きわめてわずかでも肺がんを疑うものを意味し、E2 判定とは、肺がんを強く疑うものを意味する。一方、D 判定は、肺がん以外の疾患を疑うものを意味する。
- 2) 肺がん検診の胸部 X 線検査における要精検者とは、比較読影を含む決定指導区分における E1 及び E2 を指す。
- 3) 比較読影を含む決定指導区分における D 判定は肺がん検診としての要精検者とは認めない。
- 4) 肺がん検診の集計表における胸部 X 線検査における要精検者数とは、E1 および E2 判定となった要精検者の中から原発性肺がんと確診された患者数を意味する。
- 5) したがって、D 判定者の中から肺がんが発見されたとしても、検診発見肺がんとは認めない。

集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分

「肺癌集団検診の手引き」(日本肺癌学会集団検診委員会編)より

日本肺癌学会 肺癌細胞診判定基準改訂委員会

判定区分	細胞所見	指導区分
A	喀痰中に組織球を認めない	材料不適、再検査
B	正常上皮細胞のみ 基底細胞増生 軽度異型扁平上皮化細胞 絨毛円柱上皮細胞	現在異常を認めない 次回定期検査
C	中等度異型扁平上皮化細胞 核の増大や濃染を伴う円柱上皮細胞	程度に応じて6か月以内の追加検査と追跡
D	高度（境界）円柱上皮細胞、または悪性腫瘍の疑いのある細胞を認める	ただちに精密検査
E	悪性腫瘍細胞を認める	

注：1) 個々の細胞でなく、喀痰1検体の全標本に関する総合判定である。

- 2) 全標本上の細胞異型の最も高度な部分によって判定するが、異型細胞少数例では再検査を考慮する。
- 3) 扁平上皮細胞の異型度の判定は異型扁平上皮細胞の判定基準写真を参照して行う。
- 4) 再検査とは被体が喀痰ではない場合に再度検査を行うことを意味する。
- 5) 追加検査とはC判定の場合に喀痰検査を追加して行うことを意味する。
- 6) 再検査や追加検査が困難なときには、次回定期的検査の受診を勧める。
- 7) D・E判定で精密検査の結果、がんが発見されない場合には常に厳重な追跡を行う。

各メーカーの推奨画像処理パラメータ

「肺癌集団検診の手引き」(日本肺癌学会集団検診委員会編)より

日本肺癌学会 肺癌細胞診判定基準改訂委員会

	メーカー名	対応機種	画像処理パラメータ
1	キャノン マーケティング ジャパン	1998年4月以降に製造の CXDI シリーズ	MLT(S)処理、濃度 18、コントラスト 15、鮮鋭化強度 7、鮮鋭化周波数 5、ノイズ低減 5、D レンジ圧縮高濃度 off、D レンジ圧縮低濃度 3 ~7。
2	ケアストリーム ヘルス	KODAK Direct VIEW CR System (CR800,CR850,CR900,CR950, CR975)	Density Shift -0.3, Contrast Factor 1.8, Lower Contrast 0.65, Upper Contrast 0.85, Toe 0.8,Shoulder 1.25, EVP Gain 1.1, EVP β 1.1,EVP Kernel 1350, EVP Density 1800, Matrix Size 35, Low Density Boost 0.5, High Density Boost 0.2
3	コニカミノルタ エムジー	CR が REGIUS370, REGIUS190, DR が PLAUDR C30	CR/DR とも DL0.21,DH1.8,LUT THX-09, HF タイプ TYPE-5,HF β 1 0.2,HF β 2 0.5, HE タイプ TYPE-2,HE β 1 0.60,HE β 2 0.00
4	シーメンス 旭メディテック	AXIOM Aristos シリーズ	LUT 8,WW 2850,WC 2100, Hermonization Kernel size 255, Gain 0.20, Spatial filter Kernel size 7,Gain+0.5
5	GE ヘルスケア・ ジャパン	Revolution シリーズ, Definium シリーズ	Contrast 120,Brightness 150, Edge 1~4,Tissue Contrast 0.08~0.12, Under Penetration Area/Strength 0.40/0.40, Over Penetration Area/Strength 0/0
6	島津製作所	RAD speed safire	GA 1.0,GT E,GC 1.6,GS-0.2, MRB C,MRT R,MRE 0.2,MDB A, MDT B,MDE 0.6

7	東芝メディカル システムズ	RADREX-i	α (濃度:縦隔)1450, β (濃度:肺野)2475, ガンマカーブ 7, DCF(低線量部)1~4, DCF(高線量部)0, f-proc 周波数帯域 C~E, f-proc 強調度 0.2~0.5, f-proc ノイズ緩和 1, エッジ強調 0 (注) α , β は装置によっては 1100 が加算され、 α が 2550, β が 3575 となる場合がある。
8	日立メディコ	Radnext- α	WW3500(オートで 3000~4096 変動), WL1900(オートで 1500~2047 変動), DRC 高周波帯域 3, エッジ強調強調度 3, DRC 低周波帯域 2, エッジ強調マスク 1
9	フィリップス エレクトロニクス ジャパン	Digital Diagnost シリーズ (全機種), Essenta DR シリーズ	Noise Band 1.2, Noise Step 2.0, Noise Limit 0.8, S.B. Offset 0, S.C.limit 7.0, W.C.Limit 3, Contrast Balance 0.9, Curve FC, Noise Compensstion 0.3, Structure Preference 0.2, Density 11.7, Gamma 2.0, SB(Structure Boost) 0.5, DC(Density Cotnrol) 3
10	富士フィルム	CR が 1993 年以降に製造された機種(PRELIO, VELOCITY, XU-D1, FCR5501, FCR XL-2, Capsula-2, FCR XL-1, Capsula, PROFECT, Speedia, FCR5000plus, XG-1(PICO), FCR3500, FCR2000, FCR5000 など), DR が 2007 年以降に製造された機種(BENEO など)	GA1.0, GT E, GC 1.6, GS-0.15, MRB(RN)D(4), MRT(RT)R(R), MRE(RE)0.2(0.2), MDB(DRB)A(2), MDT(DRT)B(B), MDE(DRE)0.6(0.6)

※各数値は、フィルムは輝度 4500 カンデラ(11000 ルクス)のシャウカステン、輝度 450 カンデラに設定の 3 メガピクセル白黒高精細液晶モニタ、輝度 240 カンデラに設定の 2 メガピクセルのカラー高精細モニタを基準とした値である。

(様式 1 号)

年度 肺がん検診事業計画書

市町名

1 実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

2 予定人員

_____名

3 周知方法

()

4 周知期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5 実施場所

検診機関名	検診実施住所	予定人員	備考

6 受診結果集計期間

年 月 日 ~ 年 月 日

7 精密検査結果調査期間

年 月 日 ~ 年 月 日

肺がん検診質問(問診)票

市町名

検診日	年月日	写真 フィルム番号	
ふりがな 氏名		住所	() -
性別	男・女	生年月日	大・昭 年月日(歳)
電話番号			
※ あてはまるものを○で囲み、()に必要事項を記入してください。			

1 最近6か月の間に痰(たん)に血が混じったことはありますか。

- (1) あり (2) なし

→ 肺がんの症状である可能性があるため、医療機関を受診しましょう。

(1)の場合、血痰はどのくらいの頻度で出ますか。

- a 毎日 b 時々 c まれに

2 今までに肺がん検診や胸の検査(レントゲン、CT等)を受けたことがありますか。を昨年受けましたか

- (1) 受けたことがあるあり (2) 受けていないなし

→ a 最後に受けた時期: _____ 年前 今回はじめ

b 昨年受診あり場所: 市町の検診・職場の検診・人間ドック・病院等・その他()

前回の検診結果は { a 異常あり(結果) b 異常なし)

3 肺の病気にかかったことはありますか。

- (1) あり (2) なし

→ 病気の内容

肺がん・肺結核・肺炎・喘息・慢性閉塞性肺疾患(COPD)・じん肺
・その他()

24 現在、以下のような肺に関する症状はありますか。最近6か月の間に痰(たん)に血が混じったことがありますか

- (1) あり (2) なし

→ 症状の内容

咳・痰・胸痛・息切れ・その他の気になる症状()

(1)の場合、症状血痰はどのくらいの頻度で出ますか

- a 毎日 b 時々 c まれに

35 タバコを吸いますか。

- (1) 現在吸っている (2) ()歳の時にやめた (3) 吸わない
↓ 吸っていたがやめた(年前からやめた) 吸ったことがない

い

(1)または(2)の場合は、以下にお答えください

1日の本数(本) × 年間(年間) = ()

46 仕事を通して石綿(アスベスト)を使用したことがありますか

仕事で以下のようなものに関わる作業に従事したことがありますか。

- (1) あります(年前) (2) ない (3) わからない

↓
石綿(アスベスト)・粉じん作業・その他特殊健診を要する業務
→ある場合は、その従事期間: 年間

57 肺がん検診の痰(たん)の検査をしたことがありますか

- (1) あります (2) ない

↓
そのとき異常があると言われましたか a はい b いいえ

8 (女性の方のみお答え下さい)

現在妊娠している、または妊娠の可能性がありますか。

- (1) あります (2) ない

↓
(妊娠週数 週/最終月経 年月日)

※以下は記入しないでください。

性別	年齢	喫煙指数(B.I.)	血痰	判定
男・女				

喀痰容器の配布 : a あり b なし

(様式3号)

肺がん検診受診者名簿

市町名: 平
実施日

112

檢診場所：

No. 1

8

(下段に續く)

(様式4号)

肺がん検診結果記録票

市町名 _____

ふりがな			住 所 電話番号			
氏 名				()	-	
生年月日	大 ・ 昭 年 月 日 (歳)		性別	男 ・ 女		
職 業						
撮 影 機関名		撮影機関 住 所				
電話番号		撮影場所				
フィルムNo.		撮影月日				
読影医師名		読影月日	平成	年	月 日	
読影医師名		読影月日	平成	年	月 日	
エックス線写真所見		二重読影時の仮判定区分				
		<input type="checkbox"/> a 再撮影(読影不能) <input type="checkbox"/> b 定期検診(異常所見を認めない) <input type="checkbox"/> c 定期検診(異常所見を認めるが精査不要) (c のうち <input type="checkbox"/> 胸膜プラーク) <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> d1 <input type="checkbox"/> d2 <input type="checkbox"/> d3 <input type="checkbox"/> d4 二重読影(肺がん以外の疾患に対する精査) <input type="checkbox"/> e <input type="checkbox"/> e1 <input type="checkbox"/> e2				
		比 較 写 真				
		フィルムNo	読影日	年	月	日
		比較読影を含む決定判定区分				
		<input type="checkbox"/> A 再撮影(読影不能) <input type="checkbox"/> B 定期検診(異常所見を認めない) <input type="checkbox"/> C 定期検診(異常所見を認めるが精査不要) (c のうち <input type="checkbox"/> 胸膜プラーク) <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> D1 <input type="checkbox"/> D2 <input type="checkbox"/> D3 <input type="checkbox"/> D4 比較読影(肺がん以外の疾患に対する精査) <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> E1 <input type="checkbox"/> E2				
		肺がん検診中／後の偶発症 ※入院治療を要するもの				
喀痰細胞診	判定区分					
実施 検体番号 () 未実施	<input type="checkbox"/> A 材料不適、再検査 <input type="checkbox"/> B 現在異常を認めない 次回定期検査 <input type="checkbox"/> C 程度に応じて6カ月以内の追加検査と追跡 <input type="checkbox"/> D ただちに精密検査 <input type="checkbox"/> E ただちに精密検査			• 重篤な偶発症の確認 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり() • 偶発症による死亡 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()		

肺がん検診結果通知書

様

○印があなたの検診結果です。

1 今回の検診では、異常を認めません。

これからも年1回は検診を受けられるようお勧めします。また、自覚症状がある時は、早い時期に医療機関を受診されるようお勧めします。

2 今回の検診の結果、「精密検査」が必要です。

検診を受けた医療機関の医師の指示に従い、「胸部精密検査依頼書」を御持参になり、最寄りの呼吸器専門医療機関を受診してください。

なお、健康保険証は必ず持参してください。

3 今回の検診では、肺がんに関しての精密検査の必要はありませんが、他の胸部疾患に関して医療機関で再度検査を受けてください。

なお、健康保険証は必ず持参してください。

4 今回の検診では、肺がんに関しての精密検査の必要はありませんが、胸膜プラークを認めます。胸膜プラークとは石綿を吸い込むことで胸膜辺りにできる肥厚（隆起した部分）のことを言います。それだけでは病気にかかっているとは言えませんが、中皮腫、肺がん、石綿肺等を引き起こすことがありますので、今後も年1回は必ず検診を受診してください。喫煙されている方には禁煙を強くお勧めします。
詳しくは、

（独）環境再生保全機構 (<http://www.erca.go.jp>)

フリーダイヤル：0120-389-931 まで、お問い合わせください。

~~4 今回の胸部エックス線検査では異常を認めませんが、喀痰に血が混じることがあるようなので、医療機関で精密検査を受けてください。~~

~~—なお、健康保険証は必ず持参してください。~~

5 今回の検診では、精密検査の必要はありませんが、喀痰細胞診の経過観察の必要がありますから、
6か月以内に医療機関で再検査を受けてください。

6 今回の胸部エックス線検査では、異常を認めませんが、喀痰材料が不適当のため再検査が必要です。

年 月 日

検診機関名

担当医師名

胸部精密検査依頼書

① 胸部精密検査実施医療機関保存用

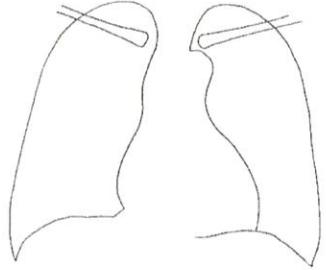
胸部精密検査実施医療機関 殿

市町名

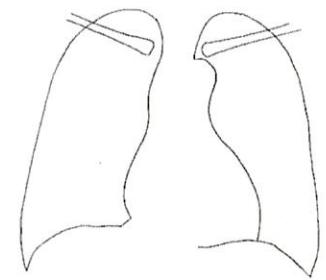
下記の方は肺がん検診の結果、精密検査を要するのでよろしくお願ひいたします。

なお、御高診の上、該当項目を記入し、結果報告書2部(②、③)を一次検診機関又は市町に御回答ください。

ふりがな 氏名			住 所			
生年月日	大・昭 年 月 日 (年齢 歳)			性 別	男 · 女	
検 診 機 関 名			電 話 番 号	() -		
検 診 日	担当医師名:					

依頼理由	<input type="checkbox"/> 胸部エックス線所見の異常 二重読影時の仮判定区分 : a b c d1 d2 d3 d4 e1 e2 比較読影を含む決定判定区分 : A B C D1 D2 D3 D4 E1 E2 (喀痰細胞診 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 150px; margin-top: 5px;">担当医師名:</div>		
	<input type="checkbox"/> 喀痰細胞診の異常 判定区分 : A B C D E <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 150px; margin-top: 5px;">担当医師名 :</div>		

精密検査実施医療機関記入欄

精検受診日	平成 年 月 日								
診 断	(1) 肺がん確定 <input type="checkbox"/> 原発性肺がん <input type="checkbox"/> 肺門型 <input type="checkbox"/> 肺野型 <input type="checkbox"/> 胸水型 <input type="checkbox"/> 臨床病期Ⅰ期 <input type="checkbox"/> 臨床病期Ⅰ期以外 <input type="checkbox"/> 転移性の悪性腫瘍 (原発巣:) <input type="checkbox"/> その他の悪性腫瘍 ()								
	(2) <input type="checkbox"/> 肺がんの疑いまたは未確定 (3) <input type="checkbox"/> 肺以外の悪性腫瘍() (34) <input type="checkbox"/> 肺がん以外の疾患 <input type="checkbox"/> 肺結核 (<input type="checkbox"/> 要医療 <input type="checkbox"/> 要観察 <input type="checkbox"/> 治癒) <input type="checkbox"/> 他呼吸器疾患 (<input type="checkbox"/> 肺気腫 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 循環器疾患 (<input type="checkbox"/> 冠状動脈の石灰化 <input type="checkbox"/> その他)								
	(45) <input type="checkbox"/> その他の呼吸器疾患() (56) <input type="checkbox"/> 異常なし								
	(45) <input type="checkbox"/> その他の呼吸器疾患() (56) <input type="checkbox"/> 異常なし								
	<input type="checkbox"/> 単純X線写真 <input type="checkbox"/> 胸部CT <input type="checkbox"/> 喀痰細胞診 <input type="checkbox"/> 気管支鏡 (<input type="checkbox"/> 細胞診 <input type="checkbox"/> 組織診) <input type="checkbox"/> 経皮的針生検 (<input type="checkbox"/> 細胞診 <input type="checkbox"/> 組織診) <input type="checkbox"/> 胸腹腔鏡下針生検 (VATS) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 未精検						診断後の処置(今後の方針) (1) 要手術 (2) 入院治療 (3) 通院治療 (4) 経過観察 (5) 他院紹介 病院名 (6) 特に指示なし		
	(1) 要手術 (2) 入院治療 (3) 通院治療 (4) 経過観察 (5) 他院紹介 病院名 (6) 特に指示なし								
肺がん精検中／後の偶発症の有無 ※入院治療を要するの		•重篤な偶発症の確認 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり() •偶発症による死亡 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()							
精密検査実施 医療機関名				電話番号	() -				
担当医師名				記載日	年 月 日				

胸部精密検査結果報告書(検診実施機関用)

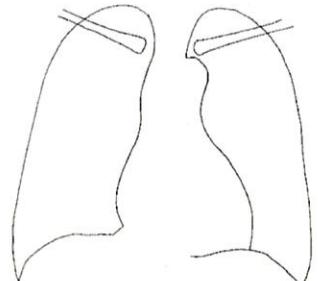
② 胸部一次検診実施医療機関保存用

市町名 _____

要精検者の精密検査の結果を下記のとおり通知します。

ふりがな 氏名		住 所			
生年月日	大・昭 年 月 日	(年齢 歳)	性 別	男	・ 女

精密検査実施医療機関記入欄

精検受診日	平成 年 月 日			
診 断	(1) 肺がん確定 <input type="checkbox"/> 原発性肺がん <input type="checkbox"/> 肺門型 <input type="checkbox"/> 肺野型 <input type="checkbox"/> 胸水型 <input type="checkbox"/> 臨床病期Ⅰ期 <input type="checkbox"/> 臨床病期Ⅰ期以外 <input type="checkbox"/> 転移性の悪性腫瘍 (原発巣:) <input type="checkbox"/> その他の悪性腫瘍 () (2) <input type="checkbox"/> 肺がんの疑いまたは未確定 (3) <input type="checkbox"/> 肺以外の悪性腫瘍() (34) <input type="checkbox"/> 肺がん以外の疾患 <input type="checkbox"/> 肺結核 (<input type="checkbox"/> 要医療 <input type="checkbox"/> 要観察 <input type="checkbox"/> 治癒) <input type="checkbox"/> 他呼吸器疾患 (<input type="checkbox"/> 肺気腫 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 循環器疾患 (<input type="checkbox"/> 冠状動脈の石灰化 <input type="checkbox"/> その他) (45) <input type="checkbox"/> その他の呼吸器疾患() (56) <input type="checkbox"/> 異常なし			
	診断後の処置(今後の方針)			
	(1) <input type="checkbox"/> 要手術 (2) <input type="checkbox"/> 入院治療 (3) <input type="checkbox"/> 通院治療 (4) <input type="checkbox"/> 経過観察 (5) <input type="checkbox"/> 他院紹介 病院名 () (6) <input type="checkbox"/> 特に指示なし			
	検査方法		<input type="checkbox"/> 単純X線写真 <input type="checkbox"/> 胸部CT <input type="checkbox"/> 咳痰細胞診 <input type="checkbox"/> 気管支鏡 (<input type="checkbox"/> 細胞診 <input type="checkbox"/> 細胞診) <input type="checkbox"/> 経皮的針生検 (<input type="checkbox"/> 細胞診 <input type="checkbox"/> 細胞診) <input type="checkbox"/> 胸腹腔鏡下針生検 (VATS) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 未精検	
			(1) <input type="checkbox"/> 要手術 (2) <input type="checkbox"/> 入院治療 (3) <input type="checkbox"/> 通院治療 (4) <input type="checkbox"/> 経過観察 (5) <input type="checkbox"/> 他院紹介 病院名 () (6) <input type="checkbox"/> 特に指示なし	
			肺がん精検中／後の偶発症の有無 ※入院治療を要するの	
	•重篤な偶発症の確認 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり() •偶発症による死亡 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()			
精密検査実施 医療機関名		電話番号	()	—
担当医師名		記載日	年 月 日	

胸部精密検査結果報告書(市町用)

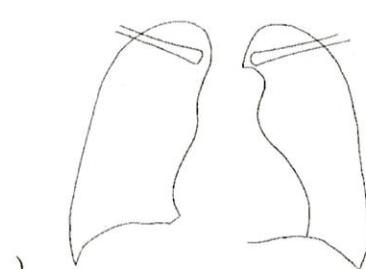
③ 市町保存用

市町名 _____

要精検者の精密検査の結果を下記のとおり通知します。

ふりがな 氏名		住 所			
生年月日	大・昭 年 月 日	(年齢 歳)	性 別	男	・ 女

精密検査実施医療機関記入欄

精検受診日	平成 年 月 日		
診 断	(1) 肺がん確定 <input type="checkbox"/> 原発性肺がん <input type="checkbox"/> 肺門型 <input type="checkbox"/> 肺野型 <input type="checkbox"/> 胸水型 <input type="checkbox"/> 臨床病期Ⅰ期 <input type="checkbox"/> 臨床病期Ⅰ期以外 <input type="checkbox"/> 転移性の悪性腫瘍 (原発巣:) <input type="checkbox"/> その他の悪性腫瘍 () (2) <input type="checkbox"/> 肺がんの疑いまたは未確定 (3) <input checked="" type="checkbox"/> 肺以外の悪性腫瘍 () (34) <input type="checkbox"/> 肺がん以外の疾患 <input type="checkbox"/> 肺結核 (<input type="checkbox"/> 要医療 <input type="checkbox"/> 要観察 <input type="checkbox"/> 治癒) <input type="checkbox"/> 他呼吸器疾患 (<input type="checkbox"/> 肺気腫 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 循環器疾患 (<input type="checkbox"/> 冠状動脈の石灰化 <input checked="" type="checkbox"/> その他) (45) <input type="checkbox"/> その他の呼吸器疾患 () (56) <input type="checkbox"/> 異常なし		
			
	(4) <input type="checkbox"/> 喀痰細胞診 (5) <input type="checkbox"/> 気管支鏡 (<input type="checkbox"/> 細胞診 <input type="checkbox"/> 組織診) (6) <input type="checkbox"/> 経皮的針生検 (<input type="checkbox"/> 細胞診 <input type="checkbox"/> 組織診) (7) <input type="checkbox"/> 胸膜腔鏡下針生検 (VATS) (8) <input type="checkbox"/> その他 () (9) <input type="checkbox"/> 未精検		
	診断後の処置(今後の方針)		
	(1) <input type="checkbox"/> 要手術 (2) <input type="checkbox"/> 入院治療 (3) <input type="checkbox"/> 通院治療 (4) <input type="checkbox"/> 経過観察 (5) <input type="checkbox"/> 他院紹介 病院名 () (6) <input type="checkbox"/> 特に指示なし		
	肺がん精検中／後の偶発症の有無 ※入院治療を要するの		・重篤な偶発症の確認 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり() ・偶発症による死亡 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()
精密検査実施 医療機関名			電話番号 () -
担当医師名			記載日 年 月 日

肺がん検診結果集計表(検診機関別)(全て)

年度分

※地域保健・健康増進事業報告作成要領に基づき記入のこと

市町名

検診機関名

年齢 階級別	健診回数 (過去の 受診歴)	受診者数	要精密 検査者数	精密検査受診の有無別人数				個発症の有無別人数		精検中/精検後	
				精密検査受診者		肺がんの 疑いのある者 または未確定	肺がんの 原発性の 肺がんであつた者 うち既往 歴なし期	個発症に よる死亡 あり			
				異常 認めず	肺がんで あつた者						
40~44	初回	注1)									
	非初回	注1)									
	合計	注2)									
45~49	初回	注1)									
	非初回	注1)									
	合計	注2)									
50~54	初回	注1)									
	非初回	注1)									
	合計	注2)									
55~59	初回	注1)									
	非初回	注1)									
	合計	注2)									
60~64	初回	注1)									
	非初回	注1)									
	合計	注2)									
65~69	初回	注1)									
	非初回	注1)									
	合計	注2)									
70~74	初回	注1)									
	非初回	注1)									
	合計	注2)									
75~79	初回	注1)									
	非初回	注1)									
	合計	注2)									
80以上	初回	注1)									
	非初回	注1)									
	合計	注2)									
	初回	注1)									
	非初回	注1)									
	合計	注2)									

注1) 初回受診者は過去1年内に検査歴がない者と定義 非初回受診者は過去1年内に検査歴がある者と定義
 注2) 初回、非初回の区分けができない場合は、合併欄に記入
 注3) 精査未受診者: 精密検査を受診していないと判明している者の数
 注4) 精査未把握者: 報告期限までに要精査者で検査結果が判明しなかつた者の数、未受診と判明した者は含まない

肺がん検診結果集計表(検診機関別)(胸部エックス線検査)

年度分

※地域保健・健康増進事業報告作成要領に基づき記入のこと

市町名
検診機関名

年齢階級	健診回数 (過去の受診歴)	受診者数	胸部エックス線検査判定別人数					精検受診の有無別人数				偶発症の有無別人数	
			精密検査受診者					異常認めず	肺がんであった者	肺がんのある患者のうち原発性の肺がんをもつた者	肺がんの疑いのある患者のうち原発性の肺がんをもつた者	未受診	未把握
			A	B	C	D	E						
40~44	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)												
45~49	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)												
50~54	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)												
55~59	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)												
60~64	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)												
65~69	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)												
70~74	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)												
75~79	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)												
80以上	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)												
合計	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)												

- 注1) 初回受診者は過去1年間に検診受診歴がない者と定義
 注2) 初回、非初回の区分けができない場合は、合計欄に対象者数を記入
 注3) 精密検査を受診していないと判明している者の数
 注4) 精検未把握者：報告期限までに要精検者で検査結果が判明しなかった者の数、未受診と判明した者は含まれない

Dのうち肺ガンであった者

肺がん検診結果集計表(検診機関別)(喀痰細胞診)

年度分

※地域保健・健康増進事業報告作成要領に基づき記入のこと

市町名
検査機関名

年齢 階級別	検診回数 (過去の受診歴)	質問 (問診) 受診者数	喀痰細胞診のみ受診は除く) 喀痰細胞診回数						精検受診の有無 別人數						調査症の有無 別人數			
			喀痰細胞診の判定別人數						精検受診者						精検受診の有無 別人數			
			A	B	C	D	E	回収数 (受診者数)	配付数 (受診者数)	要精密 検査者数	異常 認めめず	肺がんと あつた者	原発性 の肺がん の疑い	原発性の 肺がんの うち喀痰 細胞診で見 られた者	肺がんの 疑いのあ る者また は未確定	未把握 注3)	未把握 注4)	重篤な咽 発症を確 認
40~44	初回 注1)																	
	非初回 注1)																	
	合計 注2)																	
45~49	初回 注1)																	
	非初回 注1)																	
	合計 注2)																	
50~54	初回 注1)																	
	非初回 注1)																	
	合計 注2)																	
55~59	初回 注1)																	
	非初回 注1)																	
	合計 注2)																	
60~64	初回 注1)																	
	非初回 注1)																	
	合計 注2)																	
65~69	初回 注1)																	
	非初回 注1)																	
	合計 注2)																	
70~74	初回 注1)																	
	非初回 注1)																	
	合計 注2)																	
75~79	初回 注1)																	
	非初回 注1)																	
	合計 注2)																	
80以上	初回 注1)																	
	非初回 注1)																	
	合計 注2)																	

注1) : 初回受診者は過去1年間に検診受診歴がない者と定義 非初回受診者は過去1年間に検診受診歴がある者と定義

注2) : 初回、非初回の区分けができない場合は、合計欄に対象者数を記入

注3) : 精検未受診者：精検検査を受診していないと判明している者の数

注4) : 精検未把握者：報告期間までに精検結果が判明しなかつた者の数、未受診と判明した者は含まない

肺がん検診結果集計表(総合)(全て)

年度分

- (1) 男・個別検診
 (2) 男・集団検診
 (3) 女・個別検診
 (4) 女・集団検診

※地域保健・健康増進事業報告作成要領に基づき記入のこと

市町名

年齢階級	健診回数 (過去の受診歴)	受診者数	要精密 検査者数	精密検査受診者		精検受診の有無別人数		個別症の有無別人数	
				異常 認めず	肺がんで あつた者	肺がんの 疑いのある者 または未確定 者	肺がん以外の疾患 であつた者	検診中/検診後	精検中/精検後
40~44	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)								
45~49	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)								
50~54	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)								
55~59	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)								
60~64	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)								
65~69	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)								
70~74	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)								
75~79	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)								
80以上	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)								
合計	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)								

注1) 初回受診者は過去1年間に検診受診歴がない者と定義 非初回受診者は過去1年間に検診受診歴がある者と定義

注2) 初回、非初回の区分けができない場合は、合計欄に対象者数を記入

注3) 精密未受診者：精査検査を受診していないと判明している者の数

注4) :精査未把握者：報告期限までに要精査者で検査結果が判明しなかった者の数、未受診と判明した者は含まない

肺がん検診結果集計表(総合)(胸部エックス線検査)

年度分

- (1) 男・個別検診
 (2) 男・集団検診
 (3) 女・個別検診
 (4) 女・集団検診

※地域保健・健康増進事業報告作成要領に基づき記入のこと

年齢階級別	健診回数 (過去の受診歴)	受診者数	胸部エックス線検査判定別入数					精検受診の有無別入数			偶発症の有無別入数			
			A	B	C	D	E	要精密 検査者数	異常 認めず	肺がんであつた者	原発性の 肺がんであつた者	肺がんのあ る疑いある者 または未確定 者	肺がん以外の疾 患があつた者	重篤な偶 発症を確 認
40~44	初回 注1) 非初回 注1)													
	合計 注2)													
45~49	初回 注1) 非初回 注1)													
	合計 注2)													
50~54	初回 注1) 非初回 注1)													
	合計 注2)													
55~59	初回 注1) 非初回 注1)													
	合計 注2)													
60~64	初回 注1) 非初回 注1)													
	合計 注2)													
65~69	初回 注1) 非初回 注1)													
	合計 注2)													
70~74	初回 注1) 非初回 注1)													
	合計 注2)													
75~79	初回 注1) 非初回 注1)													
	合計 注2)													
80以上	初回 注1) 非初回 注1)													
	合計 注2)													

- 注1) : 初回受診者は過去1年間に検診受診歴がない者と定義
 注2) : 初回の区分けができる場合は、合計欄に対する象者数を記入
 注3) : 精検未受診者: 精密検査を受診していないと判明している者の数
 注4) : 精検未把握者: 報告期限までに要精査者で検査結果が判明しなかつた者の数、未受診と判明した者は含まない

Dのうち肺ガンであった者

肺がん検診結果集計表(総合)(喀痰細胞診)

- (1) 男・個別検診
 (2) 男・集団検診
 (3) 女・個別検診
 (4) 女・集団検診

※地域保健・健康増進事業報告作成要領に基づき記入のこと

年度分

年齢階級別	健診回数 (過去の受診歴)	喀痰細胞診(喀痰細胞診のみ受診は除く)		喀痰細胞診の判定別人数						精検受診の有無別人数				偶発症の有無別人数		
		質問 (問診) 者数	喀痰細胞診 を行つた者のうち 喀痰細胞検査 受診者中高 危険群基 数)	回収数 (受診者数)	A	B	C	D	E	要精密 検査者数	異常認め ず	肺がんで あつた者	原発性の肺 がんのうち 喀痰細胞診 かんんで詳見 された者	肺がんの 原発性肺 がんのうち 喀痰細胞診 かんんで詳見 された者	未把握 注3)	未把握 注4)
														精査受診の 有無別人數 検診中/精査後		
40~44	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)															
45~49	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)															
50~54	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)															
55~59	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)															
60~64	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)															
65~69	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)															
70~74	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)															
75~79	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)															
80以上	初回 注1) 非初回 注1) 合計 注2)															
	合計 注2)															

注1) : 初回受診者は過去1年間に検診受診歴がない者と定義、非初回受診者は過去1年間に検診受診歴がある者と定義

注2) : 初回、非初回の区分けができる場合は、合計欄に対象者数を記入

注3) : 精査未受診者: 精査検査を受診していないと判明している者の数

注4) : 精査未把握者: 報告期限までに要精密検査者が判明しなかつた者の数、未受診と判明した者は含まない

肺がん検診チェックリスト(市町用)

市町名 _____

1 検診対象者

- (1) 対象者の網羅的な名簿を住民台帳などに基づいて作成しているか
はい いいえ
- (2) 対象者に均等に受診勧奨を行っているか
はい いいえ

2 受診者の情報管理^{注1)}

- (1) 対象者数(推計を含む。)を把握しているか
はい いいえ
- (2) 胸部エックス線受診者数・喀痰細胞診受診者数を性別・年齢5歳階級別に集計しているか
はい いいえ
- (3) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか
はい いいえ
- (3-a) 胸部エックス線受診者数・喀痰細胞診受診者数を過去の受診歴別に集計しているか^{注2)}
はい いいえ
- (3-b) 胸部エックス線受診者数・喀痰細胞診受診者数を検診実施機関別に集計しているか
はい いいえ
- (3-c) 過去3年間の受診歴を記録しているか
はい いいえ

3 要精検率の把握^{注1)}

- (1) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の要精検率を把握しているか
はい いいえ
- (2) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の要精検率を性別・年齢階級別に集計しているか
はい いいえ
- (3) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の要精検率を検診実施機関別に集計しているか
はい いいえ
- (4) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか^{注2)}
はい いいえ

4 精検受診の有無の把握と受診勧奨^{注1)}

- (1) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の精検受診率を把握しているか
はい いいえ

(1-a) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の精検受診率を性別・年齢階級別に集計しているか
はい いいえ

(1-b) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の精検受診率を検診実施機関別に集計しているか
はい いいえ

(2) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか^{注2)}
はい いいえ

(3) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の精検未受診率を把握しているか
はい いいえ

(4) 精検未受診者に精検の受診勧奨を行っているか
はい いいえ

5 精密検査結果の把握^{注1)}

(1) 精密検査結果及び治療の結果報告を精密検査実施医療機関から受けているか
はい いいえ

(2) 過去3年間の精密検査結果を記録しているか
はい いいえ

(3) 精密検査の検査方法を把握しているか
はい いいえ

(4) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者ががん発見率を把握しているか
はい いいえ

(4-a) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者ががん発見率を性別・年齢階級別に集計しているか
はい いいえ

(4-b) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者ががん発見率を検診実施機関別に集計しているか
はい いいえ

(4-c) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者ががん発見率を受診歴別^{注2)}に集計しているか
はい いいえ

(5) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の臨床病期I期がん割合(発見がん数に対する臨床病期I期がん数)を把握しているか
はい いいえ

(5-a) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の臨床病期I期がん割合を性別・年齢階級別に集計しているか
はい いいえ

(5-b) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の臨床病期I期がん割合を検診実施機関別に集計しているか
はい いいえ

(5-c) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の臨床病期I期がん割合を受診歴別^{注2)}に集計しているか
はい いいえ

(6) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の陽性反応適中度を把握しているか
はい いいえ

- (6-a) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しているか
□はい □いいえ
- (6-b) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか
□はい □いいえ
- (6-c) 胸部エックス線受診者・喀痰細胞診受診者の陽性反応適中度を受診歴別^{注2)}に集計しているか
□はい □いいえ
- (7) がん検診の集計の最終報告を都道府県に行っているか
□はい □いいえ

6 検診機関の委託

- (1) 委託検診機関の選定に際し、仕様書を作成・提出させてそれを基に判断しているか
□はい □いいえ
- (2) 仕様書に必須の精度管理項目を明記させているか(別紙1「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」参照)
□はい □いいえ

注 1) 各項目を検診実施機関に委託して行っている場合を含む。

注 2) 初回受診者(初回の定義は前年に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

様式8号は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(がん検診事業の評価に関する委員会報告書(平成20年3月))より引用した。

肺がん検診チェックリスト(検診実施機関用)

1 受診者への説明

- (1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか
□はい □いいえ
- (2) 精密検査の方法や内容について説明しているか
□はい □いいえ
- (3) 精密検査の結果の区市町村への報告などの個人情報の取扱いについて、受診者に対し十分な説明を行っているか
□はい □いいえ
- (4) 禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及を行っているか
□はい □いいえ

2 質問(問診)および撮影の精度管理

- (1) 検診項目は、質問(問診)、胸部エックス線検査、および喀痰細胞診を行っているか
□はい □いいえ
- (2) 質問(問診)は喫煙歴および血痰の有無を聴取しているか
□はい □いいえ
- (3) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存しているか
□はい □いいえ
- (4) 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影を行っているか^{注1)}
□はい □いいえ
- (5) 撮影機器の種類(直接・間接撮影、ミラー・I.I.方式等)、フィルムサイズを明らかにしているか^{注2)}
□はい □いいえ
- (6) 1日あたりの実施可能人数を明らかにしているか
□はい □いいえ

3 エックス線読影の精度管理

- (1) 2名以上の医師によって読影し、うち一人は十分な経験を要した呼吸器または放射線の専門医を含めているか
□はい □いいえ
- (2) 2名のうちどちらかが「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影しているか
□はい □いいえ
- (3) 比較読影した症例数を報告しているか
□はい □いいえ
- (4) エックス線写真は少なくとも3年間は保存しているか
□はい □いいえ

(5) エックス線検査結果は少なくとも 5 年間は保存しているか

はい いいえ

4 咳痰細胞診の精度管理

(1) 咳痰細胞診は、年齢 50 歳以上喫煙指数(1 日本数 × 年数)400 もしくは 600 以上の者、あるいは年齢 40 歳以上 6 か月以内に血痰を有したもの、その他職業性など高危険群と考えられるものに行っているか

はい いいえ

(2) 細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関(施設名)を明記しているか

はい いいえ

(3) 採取した喀痰は、2 枚のスライドに塗沫し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行っているか

はい いいえ

(4) 固定標本の顕微鏡検査は、日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行っているか^{注3)}

はい いいえ

(5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行っているか

はい いいえ

(6) 標本は少なくとも 3 年間は保存しているか

はい いいえ

(7) 咳痰細胞診検査結果は少なくとも 5 年間は保存しているか

はい いいえ

5 システムとしての精度管理

(1) 精密検査結果および治療^{注4)}結果の報告を、精密検査実施医療機関から受けているか

はい いいえ

(2) 診断のための検討会や委員会(第三者の肺がん専門家を交えた会)を設置しているか

はい いいえ

(3) 都や区市町村がプロセス指標(受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度)に基づく検討ができるようデータを提出しているか

はい いいえ

(4) 実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計しているか

はい いいえ

注 1) 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影:日本肺癌学会編集、肺癌取り扱い規約 改訂第6版より

背腹一方向撮影 1 枚による場合、適格な胸部エックス線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜、肋骨横隔膜角などを含むように正しく位置付けされ、適度な濃度とコントラストおよび良好な鮮銳度をもち、中心陰影に重なった気管、主気管支の透亮像ならびに心陰影および横隔膜に重なった肺血管が観察できるものをいう。

注 2) 撮影法:日本肺癌学会編集、肺癌取り扱い規約 改訂第6版より

- (1) 間接撮影の場合は、100mmミラーカメラと定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧により撮影する。やむを得ず定格出力125kVの撮影装置を用いる場合は、110kV以上の管電圧による撮影を行い縦隔部の感度を肺野部に対して高めるため、希土類(グラデーション型)蛍光板を用いる。定格出力125kV未満の撮影装置は用いない。
- (2) 直接撮影の場合は、被検者-管球間距離を1.5m以上とし、定格出力150kV以上の撮影装置を用い、120kV以上の管電圧及び希土類システム(希土類増感紙+オルソタイプフィルム)による撮影がよい。やむを得ず100~120kVの管電圧で撮影する場合も、被曝軽減のために希土類システム(希土類増感紙+オルソタイプフィルム)を用いる。
- (3) CRの場合は、120kV以上の管電圧および散乱線除去用格子比12:1以上を使用して撮影し、適切な階調処理、周波数処理、ダイナミックレンジ圧縮処理などを施した画像として出力する事が望ましい。

注 3) 日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照

注 4) 組織や病期把握のための治療など

様式9号は「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(がん検診事業の評価に関する委員会報告書(平成20年3月))より引用した。

(様式 10号)

年度 肺がん検診実施計画書

平成 年 月 日

○○○○市・町長 様

検診実施機関住所

(法人にあっては主たる事業所の所在地)

検診実施機関氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話 - - (担当者名))

下記のとおり、肺がん検診実施計画書を提出します。

1 検診実施機関の名称	
検診実施機関の所在地	〒 - TEL : - - FAX : - -
2 検診実施期間 ^{※1}	年 月 日 時 ~ 時
3 検診実施場所 ^{※1} （検診車による巡回検診である場合は、その旨も明記）	
4 責任医師	所属機関名 住所 氏名 検診実施中の連絡先
5 緊急時ないし必要時に対応する医師 ^{※2}	所属機関名 住所 氏名 検診実施中の連絡先

※1 検診実施について、年間スケジュール表等で内容が代用できる場合は、その写しを添付してもよい。

※2 緊急時ないし必要時に対応する医師が責任医師と異なる場合に記載すること。

香川県がん検診精密検査協力医療機関名簿作成要領の一部改正（肺がん関係）について（案）（新旧対照表）

	新	旧
4 届出基準	<p>協力医療機関の要件は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 肺がん検診精密検査協力医療機関</p> <p>① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。</p> <p>原則として、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医、気管支鏡専門医及び放射線科専門医のいずれかの資格をもつた医師が勤務していること。</p> <p>② 精密検査として、高分解能CT検査が実施できること。</p> <p>※なお、上記以外に部会が認めたものを含める場合がある。</p> <p>(以下略)</p>	<p>協力医療機関の要件は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 肺がん検診精密検査協力医療機関</p> <p>① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。</p> <p>② 精密検査として、気管支鏡検査及び高分解能CT検査が実施できること。</p> <p>③ 原則として、生検及び細胞診が可能であること。</p> <p>(以下略)</p>

※本改正案について、了承を得られれば、9月2日付での施行としたい。

香川県がん検診精密検査協力医療機関名簿作成要領

1 目的

香川県がん検診の精度管理のための技術的指針に基づいて、市町等が実施したがん検診の結果、要精密検査と判定された者への情報提供に資するため、香川県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）は、届出制により香川県がん検診精密検査協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）名簿を作成・公表し、本県のがん検診の精度の維持・向上を図る。

2 協力医療機関からの届出及び名簿の作成

- (1) 医療機関は、4の届出基準を満たす場合に、香川県各がん検診精密検査協力医療機関届出書〔以下「届出書」という。（様式第1～5）〕を香川県がん対策推進協議会長（以下「会長」という。）あてに毎年9月末日までに提出する。
- (2) 協議会は、提出された届出書をとりまとめ、届出基準に基づき精査し、名簿を作成する。
- (3) 協議会は、協力医療機関の名簿を、保健所、市町及び検診団体に送付するほか、県ホームページに掲載することにより公表する。

3 届出の更新

届出の更新は、原則として年1回実施することとし、更新手続きは2の名簿の作成手順に準じて行うものとする。

4 届出基準

協力医療機関の要件は次のとおりとする。

(1) 胃がん検診精密検査協力医療機関

- ① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。
原則として日本消化器病学会、日本消化器がん検診学会、日本消化器内視鏡学会、日本医学放射線学会のいずれかの認定医・専門医が勤務していること。
- ② 精密検査として、上部消化管内視鏡検査あるいはX線透視検査が実施できること。
- ③ 原則として、生検が可能であること。

(2) 子宮頸がん検診精密検査協力医療機関

- ① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。
- ② 精密検査を行うことができる双眼コルポスコープを有すること。
- ③ 原則として、体がんについてはヒステロスコープ検査が可能であること。
- ④ 原則として、HPV検査が可能であること。
- ⑤ 原則として、生検が可能であること。

(3) 肺がん検診精密検査協力医療機関

- ① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。
原則として、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医、気管支鏡専門医又は放射線科専門医のいずれかの資格を持った医師が勤務していること。

② 精密検査として、高分解能CT検査が実施できること。

※なお、上記以外に部会が認めたものを含める場合がある。

(4) 乳がん検診精密検査協力医療機関

① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。

原則として、日本乳がん検診精度管理中央機構（以下「精中機構」という。）の認定を受けた医師が1名以上勤務していること。

② 精中機構の認定を受けた診療放射線技師が1名以上勤務していること。

③ 精密検査を行うことができる乳腺用X線撮影装置及び乳腺用超音波検査装置を有すること。

④ 乳腺用X線撮影装置による画像診断について、二重読影（うち1名は精中委認定医師）が可能であること。

⑤ 細胞診（穿刺吸引細胞診を含む。）及び生検（針生検を含む。）が可能であり、実施後早期に結果が得られること。

(5) 大腸がん検診精密検査協力医療機関

① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。

原則として、日本消化器内視鏡学会、日本消化器病学会、日本消化器がん検診学会、日本医学放射線学会、日本大腸肛門病学会のいずれかの認定医・専門医が勤務していること。

② 精密検査として、全大腸が観察できること。精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査とする。精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合においては、S状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査を実施する。ただし、その実施に当たっては、十分な精度管理の下で、注腸エックス線検査の専門家により実施すること。

③ 原則として、生検が可能であること。

(6) 各がん検診精密検査協力医療機関についての共通事項

① 発見されたがんに対する根治手術が実施できるなど、適切な治療体制が整備されていること。ただし、治療担当機関との連携体制が整備されている医療機関においてはこの限りではない。

② 原則、生検について、自院あるいは外部委託機関において診断及び検査のできる体制が整っていることとする。

③ 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町（検診受託機関）へ速やかに返送するなど市町の行う各がん検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて部会に報告されることについて了承すること。

④ 発見がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともに香川県がん登録にも協力すること。

⑤ 精密検査に携わる医師等が、がん検診等に関する学会及び協議会の指導により行われるがん検診従事者講習会への参加し、常にがん検診等に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

5 協力医療機関名簿登載後の変更

(1) 協力医療機関は、届出書の内容に変更を生じた場合には、速やかに、香川県各がん検診精密検査協力医療機関変更届出書〔以下「変更届出書」という。（様式第6～10）〕を各部会長

あてに提出する。

- (2) 協議会は、提出された変更書を届出基準に基づき精査し、名簿を変更する。

6 協力医療機関の取消

協議会は、次の各号に該当するときには、協力医療機関を取り消すことができる。

- (1) 協力医療機関から、協力医療機関の要件が満たされなくなった等の理由により、香川県がん検診精密検査協力医療機関辞退届(様式第1.1)の提出があったとき。
(2) その他、協力医療機関として不適当と認められるとき。

7 届出に係る事務

協力医療機関の届出に関する事務は、香川県健康福祉部健康福祉総務課において行う。

8 その他

この要領に定めるもののほか、協力医療機関の届出に関して必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月2日から施行する。

